

令和5年第7回美幌町議会定例会会議録

令和5年12月12日 開会

令和5年12月15日 閉会

令和5年12月15日 第4号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 6 1 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算(第 9 号)について
- 日程第 3 議案第 6 2 号 令和 5 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 4 議案第 6 3 号 令和 5 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 5 議案第 6 4 号 令和 5 年度美幌町公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 令和 5 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 4 号)について
- 追加日程第 1 議案第 6 7 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 2 議案第 6 8 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算(第 10 号)について
- 日程第 8 意見書第 11 号 再審法改正に関する意見書について
- 日程第 9 報告第 13 号 定期監査報告について
- 日程第 10 報告第 14 号 例月出納検査報告について(8 月～10 月分)
- 日程第 11 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | |
|----------------|-----|----------------|
| 1 番 木 村 利 昭 君 | 副議長 | 2 番 馬 場 博 美 君 |
| 3 番 横 山 清 美 君 | | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 宮 崎 奈津江 君 | | 6 番 上 杉 晃 央 君 |
| 7 番 稲 垣 淳 一 君 | | 8 番 藤 原 公 一 君 |
| 9 番 伊 藤 伸 司 君 | | 10 番 吉 住 博 幸 君 |
| 11 番 大 江 道 男 君 | | 12 番 松 浦 和 浩 君 |
| 13 番 大 原 昇 君 | 議長 | 14 番 戸 澤 義 典 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 西 村 与志博 君	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 那 須 清 二 君
町 民 生 活 部 長 関 弘 法 君	福 祉 部 長 河 端 勲 君
経 済 部 長 後 藤 秀 人 君	建 設 部 長 遠 國 求 君
病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長 横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者 田 中 三智雄 君	総 務 課 長 斉 藤 浩 司 君

危機対策課長	多田敏明君	政策課長	沖崎寿和君
地方創生担当主幹	竹下護君	財務課長	吉田善一君
兼デジタル推進主幹		戸籍保険課長	佐々木 齊君
町民活動課長	佐久間大樹君	選挙管理委員会事務局長	
税務課長	松尾まゆみ君	社会福祉課長	水上修一君
児童支援主幹	大内直樹君	保健福祉課長	立花良行君
農林政策課長	橋本勝君	耕地林務主幹	伊藤 寿君
農業委員会事務局長		商工観光課長	鶴田雅規君
農業振興主幹	午来博君	建築主幹	宮田英和君
建設課長	森口尚博君	環境管理課長	影山俊幸君
建築技術主幹	廣田吉輝君	病院総務課長	以頭隆志君
上下水道課長	石山隆信君	事務連絡室次長	藤田静思君
地域医療連携課長	高山吉春君	学校教育課長	中尾 亘君
教育部長	遠藤明君	社会教育課長	浅野謙司君
学校給食課長	片平英樹君	博物館課長	鬼丸和幸君
スポーツ振興課長	弓山俊君	監査委員事務局次長	小室秀隆君
監査委員事務局長	小室保男君		

○議会事務局出席者

事務局長	小室保男君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田 剛君
庶務係	金子未准君		

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和５年第７回美幌町議会定例会第４日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１０番吉住博幸さん、１１番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、１日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎答弁の訂正

○議長（戸澤義典君） 昨日、第３日目の会議の報告第１２号経済教育常任委員会事務調査結果報告において、上杉議員より質疑があった件について、委員長から答弁の訂正の申し出がありますので、発言を許します。

７番稲垣淳一さん。

○７番（稲垣淳一君） 昨日、上杉議員から奈良県王寺町の王子北義務教育学校の施設概要について質疑があり、体育館は１か所と答弁いたしましたが、正しくは３か所でありますので、答弁を訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） 上杉議員よろしいでしょうか。

○６番（上杉晃央君） はい。

◎日程第２ 議案第６１号

○議長（戸澤義典君） 日程第２ 議案第６１号令和５年度美幌町一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書１７ページになります。

議案第６１号令和５年度美幌町一般会計補正予算（第９号）について御説明を申し上げます。

令和５年度美幌町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、各小中学校ほか７施設のエアコン設置に係る経費の追加、畑地化促進事業の実施に伴う農林水産省の間接補助金の追加をはじめ、事務事業の確定に伴う予算の整理などを行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８,１１７万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３０億１,３１９万７,０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更及び追加は、第２表地方債補正により御説明いたしますの

で、議案書 21 ページをお開きください。

第 2 表、地方債補正でございます。

1 段目の商店街街路灯 LED 化事業から 4 段目の町営球場照明 LED 化事業は、事業費の確定に伴う予算の整理で、それぞれ補正後の限度額欄に記載のとおり減額となります。

脱炭素化推進事業債の借入を予定しており、充当率は 90%、交付税措置率は 50%であります。

5 段目の臨時財政対策債は、借入額の確定に伴う予算の整理で 7,108 万

5,000 円を減額し、補正後の限度額を 1,430 万 2,000 円といたします。

充当率は 100%、元利償還金の全額が後年度に普通交付税で措置されます。

6 段目の公共土木施設災害復旧事業は、事業費の確定に伴う予算の整理で 30 万円を減額し、補正後の限度額を 5,040 万円といたします。

補助及び一般単独災害復旧事業債の借入を予定しており、充当率は 100%、元利償還金の補助事業は 95%、単独事業は 47.5% が後年度に普通交付税で措置されます。

7 段目の美幌小学校エアコン整備事業から 11 段目の北中学校エアコン整備事業までは、それぞれの小中学校のエアコン整備に係る財源を地方債に求めるもので、新たに限度額を記載のとおり設定いたします。

補正予算債の申請を予定しており、充当率は 100%、交付税措置率は 50%であります。

以上のとおり、地方債の限度額を補正前の 8 億 678 万 7,000 円から補正後の 9 億 6,240 万 2,000 円といたします。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、32、33 ページをお開き願います。

3、歳出になります。

増額補正を中心に御説明させていただきます。

ます。

2 款総務費、1 項、5 目企画費、1、政策推進事業費の増、積立金 200 万円は、10 月 6 日、新町にお住まいの尾島弘康様から、スポーツ少年団の活動のために役立ててほしいと 200 万円の御寄附がございましたので、ふるさとづくり基金へ積立てをいたします。

令和 6 年度に充当事業を精査の上、活用したいと考えております。

8 目住民活動推進費、1、住民活動推進事業費の増、工事請負費、青稲地区ふれあい会館エアコン設置工事 86 万 8,000 円は、今年度、各地において記録的な暑さとなったことから、今後の暑さ対策のため、小中学校 5 校のほか、保育園等の公共施設 7 か所、計 12 か所の公共施設にエアコンを整備するもので、集会室においては、市街地において指定避難所となっている稲美の青稲地区ふれあい会館の集会室、1 室にエアコンを 1 台設置する費用となります。

なお、参考資料 9 ページ、資料 3 に、工事の概要、設置箇所を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

2 項徴税費、1 目税務徴税費、1、町税等課税事務費の増のうち業務等委託料、税制改正対応プログラム改修委託料 484 万円は、令和 6 年度から賦課徴収が開始となる森林環境税等の税制改正に対応するため、所要のプログラム改修を行うための費用となります。

34、35 ページをお開きください。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務費の増のうち業務等委託料、戸籍附票システム改修委託料 389 万 4,000 円と、住民基本台帳システム改修委託料 330 万円は、住民基本台帳法改正に伴い、戸籍の附票及び住民票の記載事項として氏名の振り仮名を追加するプログラム改修費用となります。

なお、改修費用については、全額国費で

措置されることとなっております。

3 款民生費、1 項、1 目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業費の増、積立金 21 万 5,000 円は、9 月 17 日、社会福祉法人恵和福祉会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに懇親会の参加者一同様から、社会福祉のために役立ててほしいと 11 万 5,000 円の御寄附を、また、9 月 20 日、東京都日野市在住の井上隆之様から、障がい福祉のために役立ててほしいと 10 万円の御寄附をいただいたもので、それぞれ福祉基金に積み立てるものです。

2 目社会福祉施設費、1、コミュニティーセンター維持管理事業費の増、工事請負費、コミュニティーセンターエアコン設置工事 76 万 4,000 円は、コミュニティーセンター内の子育て支援センター、児童センター及び常設老人クラブ計 8 室にエアコンを 9 台設置する費用となります。

なお、参考資料 10 ページ、資料 4 に、工事の概要、設置箇所を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

下段の 3 目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業費の増、工事請負費、旭団地・新町道営住宅シルバーハウジング相談室エアコン設置工事 18 万 4,000 円は、同じく旭団地及び新町道営住宅に設置するシルバーハウジング相談室にエアコンをそれぞれ 1 台設置する費用となります。

なお、参考資料 11 から 12 ページ、資料 5 に、工事の概要、設置箇所を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

36、37 ページをお開きください。

6 目医療給付費、2、ひとり親家庭等医療費助成事業費の増、扶助費、ひとり親家庭等医療費扶助 13 万 1,000 円は、病院受診者の増及びインフルエンザ感染拡大に伴う医療費増の見込みによるものです。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、補助金、認定こども園送迎バス安全装置設置補助金 16 万

8,000 円は、国の保育対策総合支援事業補助金に認定こども園送迎用バス安全装置設置補助金が追加されたことから、当該装置を設置した藤幼稚園に対し補助するもので、全額が国費で措置されます。

その下、償還金利子及び割引料 2,558 万 6,000 円は、令和 3 年度子ども・子育て支援交付金について、国費・道費の交付額確定による返還金です。

2、子ども発達支援センター運営事業費の増、修繕料 59 万 4,000 円は、消防用設備機器修繕等、施設維持に必要な修繕料の追加です。

4、子育て支援センター運営事業費の増、消耗品費 40 万 3,000 円は、一時預かり事業で使用する玩具等を、教育備品の 41 万 1,000 円は、同じく一時預かり事業で使用する遊具等を購入するための予算計上ですが、その財源には、10 月 16 日に明治安田生命保険相互会社釧路支社様から受領した寄附金を活用させていただきます。

2 目保育園費、1、美幌保育園管理運営事業費の増、工事請負費、美幌保育園エアコン設置工事 56 万 3,000 円は、美幌保育園内各室にエアコンを 6 台設置、1 台を更新する費用となります。

なお、参考資料 13 ページ、資料 6 に、工事の概要、設置箇所を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

2、東陽保育園管理運営事業費の増、工事請負費、東陽保育園エアコン設置工事 59 万 3,000 円は、同じく東陽保育園内各室にエアコンを 6 台設置、1 台を更新する費用となります。

なお、参考資料 14 ページ、資料 7 に、工事の概要、設置箇所を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

1 番下、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、2、子ども医療費助成事業費の増、扶助費、子ども医療費扶助 54 万 2,000 円は、病院受診者の増及

びインフルエンザ感染拡大に伴う医療費増の見込みによるものです。

38、39ページになります。

未熟児養育医療費扶助71万9,000円は、対象受給者増による増額です。

3、他会計負担事業費の増、補助金7万4,000円は、令和4年度企業債借入利率の確定等に伴う個別排水処理事業会計補助金の予算の整理です。

2目予防費、3、母子保健事業費の増、補助金、特定不妊治療費支援金299万3,000円は、特定不妊治療申請者の増及び令和6年2月から医療保険対象外の先進不妊治療に要した費用を国において保険対象とするまでの間、支援対象として拡充することによるものです。

なお、市町村の実施事業に対し、道が2分の1の補助を行います。

5目保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業費の増、工事請負費、保健福祉総合センターエアコン設置工事657万6,000円は、保健福祉総合センター2階事務室にエアコンを3台設置する費用となります。

なお、参考資料15ページ、資料8に、工事の概要、設置箇所を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

下段の6款農林水産業費、1項、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、畑地化促進事業土地改良区決済金等支援補助金4,996万7,000円は、水田を畑地化して畑作に取り組む農業者に対して、畑地化に伴い生じる費用を支援するもので、この支援は、農業者の経営安定を図るために実施している国の対策事業の一つであります。

今回の補助金については、17名の農業者が採択に向けて申請していたところですが、道から割当内示の見込みがあるため、町の間接補助事業として予算計上するもので、その全額が国費で措置されます。

下段の2項林業費につきましては、

40、41ページをお開きください。

1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、積立金225万8,000円は、8月31日、石上車輛株式会社様より220万円を、また、11月14日、株式会社宮田建設様より5万8,000円をそれぞれ森林整備協定に基づく御寄附がございましたので、未来への森林づくり基金へ積立てをいたします。

7款商工費、1項、3目観光費、各種研修等報償28万7,000円は、コロナ禍で中止となっていた各種物産展等が制限緩和により復活し、参加事業者が増えたことによる増額です。

8款土木費、3項、1目河川総務費、1、河川維持管理事業費の増、負担金、網走川水系女満別川緊急浚渫推進事業負担金200万円は、令和3年度から大空町と共同で実施している女満別川のしゅんせつに伴い、護岸ブロックや流入工の破損が判明したことから、追加で修繕を行うものです。

なお、財源は、緊急自然災害防止対策事業債、充当率100%、交付税措置率70%を活用いたしますが、工事の施工及び起債の借入れは大空町で行い、交付税措置を除いた実負担額を負担金で支出するものでございます。

42、43ページになります。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、1、小学校管理事業費の増、工事請負費2億1,387万4,000円及び44、45ページ、3項中学校費、1目学校管理費、1、中学校管理事業費の増、工事請負費、上から四つ目の北中学校エアコン設置工事5,368万3,000円及びその下、美幌中学校エアコン設置工事5,173万6,000円は、各小中学校の普通教室等にエアコンを設置するものでございます。

なお、工事概要につきましては後ほど参考資料により、教育委員会から御説明を申

し上げます。

2目教育振興費、2、中学校教育振興事業費の増、負担金、中体連大会参加等負担金543万7,000円は、第31回全国中学校駅伝大会ほか17大会に出場見込みのための負担金の追加となります。

その下、吹奏楽大会参加等負担金99万8,000円は、第46回北見地区管楽器個人アンサンブルコンクールほか2大会に出場見込みのための負担金の追加となります。

下段の4項、3目社会教育施設費、1、町民会館等管理運営事業費の増、修繕料149万9,000円は、機器故障に伴う修繕料の追加で、びほーる熱回収型外調機基盤部品交換修繕及び非常用照明交換修繕に要する費用となります。

5目図書館費、2、図書館施設維持管理事業費の増、修繕料56万9,000円は、電気暖房機器故障に伴う修繕料の追加です。

46、47ページになります。

5項、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の減、教育備品18万4,000円は、9月20日、栄町にお住まいの小林史明様から、青少年のスポーツ活動に利用できる用具の購入に役立ててほしいと5万円の寄附をいただいたもので、移動式サッカーゴールを購入するほか、既存予算の執行残の整理による減額となります。

3目学校給食センター費、1、学校給食運営事業費の増、賄材料費21万円は、中国の禁輸で影響を受けている北海道産ホタテを学校給食で提供することにより消費拡大を応援する取組で、オホーツク管内の市町村が足並みをそろえて支援を行おうとするものです。

網走産冷凍ホタテ60キロを購入し、令和6年1月の小中学校の給食1回分、1,350食分のシチューまたは中華飯などの具材として使用する予定です。

その下、修繕料268万3,000円は、給食センター施設へ電気提供している高圧ケーブルの外装損傷による修繕料の追加となります。

中段の11款公債費、1項、1目元金、1、町債元金償還金の増、償還金利子及び割引料200万円は、既借入分の利率見直しによる償還金の変更及び令和4年度借入債の償還年数の変更によるものです。

12款職員給与費、1項、1目職員給与費、会計年度任用職員報酬23万3,000円は、美幌小学校事務生の退職に伴う会計年度任用職員新規雇用のための増額でございます。

続いて、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書26、27ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

11款地方特例交付金、1項、1目地方特例交付金80万8,000円は、額の確定に伴う増額であります。

12款地方交付税、1項、1目地方交付税の増、2億1,923万3,000円は、普通交付税の額の確定に伴う増額であります。

中段の16款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金1,057万6,000円は、令和4年度における交付金について、国費及び道費それぞれの交付額が確定したことによる増額です。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金719万4,000円は、歳出で御説明いたしました住民基本台帳法改正に伴い、戸籍の附票及び住民票の記載事項として、氏名の振り仮名を追加するためのプログラム改修に係る社会保障税番号制度システム整備費補助金で、補助率は10分の10です。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金16万8,000円は、認定こども園送迎用バス安全装置設置事業実施による保

育対策総合支援事業補助金で、補助率は10分の10でございます。

7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金、次の3節中学校費補助金は、各小中学校エアコン設置に伴う交付金で、補助率は3分の1です。

下段の17款道支出金、1項道負担金は次のページになります。

1目民生費道負担金、2節児童福祉費負担金560万8,000円は、令和4年度における子どものための教育・保育給付費負担金の交付額確定による増額です。

2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金12万1,000円は、未熟児養育医療費の増に伴う養育医療給付費負担金の増額です。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金11万3,000円は、ひとり親家庭等医療給付事業の実績増による増額です。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金200万3,000円のうち子ども医療費助成事業医療費補助金の増、148万7,000円は、対象経費の増に伴うものです。

その下、先進不妊治療費補助金51万6,000円は、先進不妊治療費支援の拡充に伴う補助金の追加交付となります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金4,996万7,000円は、歳出で御説明いたしましたが、水田を畑地化して畑作に取り組む農業者に対して、畑地化に伴う費用の補助事業の採択による間接補助に対応する予算計上であります。

19款寄附金、1項、2目民生費寄附金、社会福祉費寄附金の増は、9月17日、社会福祉法人恵和福社会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに懇親会の参加者一同様から、社会福祉のために役立ててほしいと11万5,000円の御寄附を、9月20日、東京都日野市在住の井上隆之様から、障がい福祉のために役立ててほしいと

10万円の御寄附をそれぞれいただいております。

その下、児童福祉費寄附金は、10月16日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様より、町民の健康増進、福祉、子育て支援などに役立ててほしいと80万7,500円の御寄附をいただいております。

3目農林水産業費寄附金、林業費寄附金の増は、森林整備協定に基づく御寄附2件の予算措置になります。

8月31日、石上車輛株式会社様より220万円を、11月14日、株式会社宮田建設様より5万8,000円をそれぞれ森林整備協定に基づく御寄附をいただいております。

4目教育費寄附金、保健体育費寄附金の増は、9月20日、栄町にお住まいの小林史明様から、青少年のスポーツ活動に利用できる用具の購入に役立ててほしいと5万円の御寄附を、新町にお住まいの尾島弘康様から、スポーツ少年団の活動のために役立ててほしいと200万円の御寄附をそれぞれいただいたものであります。

20款繰入金は、事業費の確定などに伴う予算の整理になります。

21款繰越金、1項繰越金は、30、31ページになります。

1目、1節、前年度繰越金3,132万円は、令和4年度決算に係る前年度繰越金について、今回の補正により全額を支消いたします。

22款諸収入、5項、4目納付金、1節医療給付費、医療給付納付金23万5,000円は、未熟児養育医療費の増に伴う納付金徴収額の増額です。

5目雑入のうち説明欄の2行目、物価高騰対策支援金7万5,000円は、電気料金高騰の影響を受けている医療機関や介護・障がい福祉施設などの負担軽減を図るため、北海道から交付される支援金で、発達支援センターの定員に応じて交付されたも

のでございます。

その下、立木補償費 3 万円は、美富のみらい農業センター敷地において、北電送電線付近の立木による送電線の電気事故防止のため、支障立木伐採による補償費として北電から納付があったものでございます。

23 款町債につきましては、第 2 表、地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 61 号令和 5 年度美幌町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 私から、小中学校のエアコン設置工事に係る概要につきまして御説明を申し上げます。

このたびのエアコン設置工事は、5 校合わせて 118 室に 125 台を設置する計画としておりますが、今後、小中学校の統合整備計画を予定しておりますことから、必要最小限の設置数となっておりますことを、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

設置場所につきましては、普通学級、特別支援学級、学童保育室、職員室及び校長室などであり、児童生徒や教職員が 1 日の多くの時間を過ごす部屋となっております。

また、事業期間であります、今般の国の補正予算を活用した取組で工事を進めてまいります。

本年度の予算は補正予算となりますことから、本来でありましたら、来年の 3 月末までに工事を終了させなければなりません。

しかしながら、道教委によりますと、国の交付金の内示時期は来年 2 月以降になるとのことです。

内示後、議会に契約議決議案を提出させていただきますが、年度末が押し迫る中で 120 台を超えるエアコン設置を 3 月末ま

でに終わることは極めて厳しい状況にございます。

以上のことから、年度内の工事完了には期間が短過ぎるため、道教委からの通知にもあるとおり、国に対して次年度への予算の繰越承認を申請し、承認が得られた後、翌 6 年度へ予算を繰越しした事業実施が可能とされております。

つきましては、本町におきましても、国へ繰越承認を申請し承認が得られ次第、3 月議会にて繰越明許費の設定を行った後、次年度予算を繰越しして工事を進める計画としており、4 月以降の継続工事により、7 月末までの稼働に向けて準備を進めてまいりますので、重ねて御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回設置するエアコンは、基本的に教室後方の窓側に家庭用よりも少し大きいサイズの壁付けタイプのエアコンとし、各教室に 1 台ずつ設置いたします。

なお、職員室につきましては面積が広いことから、容量の大きい天井取付けタイプとし、美幌小学校は 3 台、そのほか 4 校は 2 台を設置いたします。

では、具体的な学校ごとの内容につきまして、参考資料にて御説明させていただきますので、参考資料の 16 ページをお願いいたします。

資料 9、議案第 61 号関係であります。

初めに美幌小学校になります。

工事内容としましては、35 室に 37 台を設置し、併せて受電設備工事を行います。1 階は 25 台、2 階は 6 台、3 階は 6 台となります。

工事費は記載のとおりであります。

なお、特定財源内訳のうち国庫支出金につきましては、補助率 3 分の 1 の学校施設環境改善交付金を、町債につきましては、先ほど総務部長が御説明いたしました補正予算債を活用いたします。

以降、各校の特定財源内訳は同様でございますので御了承願います。

次に、17ページをお開き願います。

東陽小学校です。23室に25台を設置します。1階に10台、2階に9台、3階に6台、併せて受電設備工事を行います。

工事費特定財源の内訳は記載のとおりでございます。

次に、18ページをお開き願います。

旭小学校です。23室に24台を設置いたします。1階に6台、2階21台、3階に7台、併せて受電設備工事を行います。

工事費特定財源の内訳は記載のとおりでございます。

次に、19ページをお開き願います。

美幌中学校です。18室に19台を設置します。1階に9台、2階に7台、3階に3台、併せて受電設備工事を行います。

工事費特定財源の内訳は記載のとおりでございます。

次に、20ページをお開き願います。

北中学校です。19室に20台を設置します。1階に7台、2階に9台、3階に4台、併せて受電設備工事を行います。

工事費特定財源の内訳は記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 私は、いつも質疑は一番最後と決めていたのですが、今回、この予算について非常に怒りを覚えている部分がありますので、一番最初に質問させていただきます。

43ページ、45ページ、小学校、中学校のエアコンについて。

教育委員会では、6年後、7年後に統廃合を目指すという表明をしております。この中で、なぜ、このような多額のお金をかけてやるのかということなのです。

これは、簡易エアコンでできないのか。道は、窓つけの簡易エアコンで予算を組ん

でいるはずなのですね。まずそれが1点。

仮に、この予算が通ったとして、6年後、7年後、今の小学校を統廃合するとします。そうすると、その機器をどうするのか。エアコン本体は、6年、7年となると性能も落ちる、もしかすると使えないかもしれない。使えたとしても、そのまま次の学校に持っていくのか。

また、これによる工事、配管、配電にもお金がかかると思うのです。この部分を見ているのか。これも多分、億の金がかかると思うのですよ。

それともう一つ、これは補助金をいただいていますよね。この補助金に縛りつけないのか。

例えば、30年だめですよとか、ただ補助金をもらえるから私たちはやるのだと、それにしか見えないのです。

もう少し頭を使って、例えば、簡易エアコンをつけるのであれば、今、別のいろいろなところで町は施設を持っています。

例えば、マナビティセンター、あそこも一つ一つのエアコンがないのです。

簡易エアコンであれば、統廃合して余りますよとなったときに、いろいろなところへ持っていけるはずなのです、使えるはずなのですよ。

音がうるさいから使えないだとか、そのようなことはないと思うのです。

その辺で今、何点かお聞きしましたけれども、ぜひ理解できる答弁をしていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

まず、1点目の簡易エアコンであります。私どもは冷房設備を設置するに当たしまして、スポットクーラー、窓つきエアコン、あと今御説明いたしましたエアコン、この3つを検証させていただきました。

また、視察に行った際、既に設置している学校等に聞き取り調査、もしくは、実際

に訪問して体感してきたところですけど、スポットクーラーにつきましては、まず、どうしても授業に支障を来すような大きい音がします。ですので、これは授業に支障を来すということで排除させていただきました。また、温度も二、三度しか下がらないということでもあります。

私どもも、実際にスポットクーラーの部屋で会議をしましたけれども、音が大きすぎて会議がなかなかできないという状況でした。また、補助金も非常に低額、また起債も対象外ということで、こちらも除かせてもらいました。

窓つきクーラーにつきましても、二、三度しか温度が下がりません。また、容量がどうしても小さいということで、教室の窓に何個かつけなければなりません。

さらに、窓つきクーラーの排気をしなければいけませんので、どうしても窓を開けると、逆に熱風が入ってきて暑いということを設置校から聞いておりました。

こちらにつきましても、子供たちがいっぱい入ると当然、室温が上がりますので、この辺も効果がないという判断をいたしました。

補助金も低額であり、起債も対象外ということで、こちらも該当させることは難しいだろうということで、今回のエアコン設置に至ったところでございます。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、スポットクーラーは音がうるさい、あと、窓つきは温度が下がらない、暑い風が入ってくる、対処の仕様があるのではないですか。

例えば、窓クーラー、遮熱カーテンはないのですか。そのようなものをつけるだけでも1度、2度下がるのです。違いますか。

あなたたち、少し頭を使いなさい。ただ起債がないからだとか、そのようなことでお金の無駄遣いをするのでないと、いつも

言っているでしょう。非常に腹が立つ。人の金だと思っているからこのようなことができる、自分のお金だと思って、真剣になって考えなさい。

例えば、5年、6年後に廃校となってやる、子供には不便がかかるかもしれない。でも、音がうるさくても我慢してくれと、その我慢も一つの教育ではないですか。

確かに、子供にはかわいそうですよ、集中できないかもしれない。だけど、暑いままよりもお金をかけて、後になって、何年か後に無駄になるよりよっぽどいいと思うのです。

将来のことを考えて、5年、6年のことを考えて、お金の使い方を考えていただきたい。いま一度。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま窓つきエアコンの財源等々について御質疑いただいているところでございますが、私ども、先ほど部長から説明申し上げましたように、最終的な一般財源の負担、このようなことを考えた中でエアコンという選択をさせていただいたところでございます。

また、スポットクーラー、簡易式の窓つけエアコンにつきましても、やはり小さな教室で、少ない人数であれば、音はうるさいですけども温度は冷えるというお話も聞いたことがあります。

しかしながら、子供の数が増えていく中で、人体負荷によって室温が下がらないというお話も聞いた中で、エアコンの設置を判断させていただいたところでございます。

繰り返しになりますけれども、北海道の気温は変化して本州並みの暑さとなっていて、子供たちの生命と健康を守ること第一に考えさせていただきました。

また、空調設備、特にエアコン、冷房につきましては多額の費用を要し、さらには、通年で常時使用するものではありませんけれども、近年の気象状況を見ると、来

年度以降も初夏から秋にかけて真夏日だとか猛暑日が発生するということが想定されますことから、命に関わる極めて危険な状況を回避した上で、健康で安心して子供たちが学び、活動できる環境を確保するということが町の責務であると考えて、整備させていただくことを決断しました。

御理解いただきたくよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、教育長が言ったとおり、私も子供の命が大事だと思っています。その根拠、根本ですよ。人の命を守る。でも、そのことによって、反対しているわけではないのです。

私の思いとして、つけたいというのは分かる。ただ、その中で、本当にこのお金のかけ方がいいのかという思いなのです。

この後に多分、議長が采配してくれて、配管とか、配電盤の話をしてくれると思うけれども、僕は先にやってしまいます。

この後も、配電盤、配管、例えば、美幌小学校で統廃合したとします。そうすると、今やろうとして、このままこの予算が通って美幌小学校につきました。

その中で、ただ美幌小学校にそのまま持って行くとしたら、今のエアコンだとか、容量とかいろいろなもの、配管、そのようなものにまたお金がかかると思うのです。

あるいは、電気の容量が足りなくなるだとか、目に見えない、次のところでお金がかかると私は思っているのですよ。

多分、教育委員会の中でもそのような話はしていると思うのです。

まず、そこももう一度、説明をお願いしますでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 教育委員会、質問の趣旨を理解して答弁できますか。理解できていないか。（説明員頷く）

大原議員、質問の趣旨がまだ理解できていないようですので、もう一度お願いいたし

ます。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 例えば、統廃合の関係で旭小学校、東陽小学校がなくなるとします。

中学校もそうですけれど、この間、経済教育常任委員会の中では、将来的には義務教育学校という話になっています。

ということは、仮に、中学校も含めてやるとすれば、4つの学校がなくなるのです。

そのようなことで、全体のお話をします。

例えば、4つを廃校にしました。美幌小学校にあと4つ分のエアコン、あるいはクーラー、どちらかをつけるとします。

そうすると、今現在、美幌小学校でつけたクーラー、エアコンの配管あるいは配電盤がそれだけで十分足りるのか。

もしくは、統廃合したときにまた新しく配電盤やら、配管やら、本体は多分6年、7年たてば性能も落ちてくると思うのですよ。

その中で、またお金がかかるのではないのですかという話なのです。

そのようなことをきちんと見積もってお話をして、教育委員会の中ではこの予算を組立ててきているのでしょうかというお話です。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、仮のお話をさせていただいていますが、私どもは、10年間使用すると補助金の償還義務は生じないと文科省に確認をとってございます。

例えば、美小一つにまとめたとした場合、ほかの教室がついておりませんので、当然、配管、配電盤等の修繕工事がかかると考えております。

なお、ほかの学校で余った分につまし

ては、例え話ですけれど部活動で使うのですとか、学校として関係するもので利用すれば補助金の返還が必要ないとされております。

ですので、体育館でしたら現在も避難所であったり、学校施設開放事業で使っておりますが、体育館にはエアコンをつけませんのでそのようなものを移設するとかしながら、なるべく補助金を返還しないような形で対応してまいりたいと思いますし、新たにつける場合の配管、配電盤までの詳細の積算はしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、部長のお話では、10年は補助金を返さなくてもいいよという話ですね。でもその後、返すようになるのですか。その後も、まるきり返さないでいいのか。

それと、体育館などにも移したいと言いましたよね。その補助金の縛りのある部分、返さないでもいいように。

また、元に戻るけれどもそこですよ。そこにも配管やら、配電盤やら、本体やら、お金がかかるのです。

いいですか。私が言いたいのは全てそこなのです。先を見越した使い方をしなさいと言っているのです。付け方やら。

5年、6年、簡易的なクーラーで何とかしのげないかという思いなのです。

後々また何億円もかけるようなお金の使い方、私は議会人として、町民の一人として、とても看過できるものではない。

もう少しお金の使い方、先の見据えたお金の使い方をしっかりと考えていただきたい。以上です。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 簡易クーラーの話でございますが、ここは先ほど私からお答えいたしましたように、最終的に財源で判断させていただいたというところでござ

います。

窓つけのクーラー、さらにはスポットクーラー、最終的には手だし、一般財源ベースでいきますと、エアコンが最良だと判断させていただきました。

また、部長から補助金の制約の関係で、10年間使用したら制限がないということでございます。

このエアコンにつきましては、補助制度で約15年という期間がございます。

しかしながら、一般的な財務省令で定めておりますエアコンについては、減価償却期間が6年と非常に大きな乖離があるところでございます。

今回、この夏の猛暑を受けて北海道内、かなり多くの学校で補助金を活用したエアコンの整備が予定されていると聞いております。

財産処分の制限期間の見直しについて、ありとあらゆる機会をとらえて北海道町村会や市長会等で連携しながら、国なりに要望していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 私は2か所ございまして、まず1点目は、特定不妊治療費支援金299万3,000円。

先ほどの説明では申請が増えているのと、それから、令和6年2月まで、国の特定不妊治療関係の対象とならない期間を助成するということでしたので、この内訳が予算額に対してどのような内容になっているのかをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、その下の保健福祉総合センターエアコン設置工事657万6,000円、これは、先ほどの説明図面で見ますと、2階の事務室スペースだけに設置するという計画になっております。

今回、ここに限らず暑さ対策をするに当たり、補正予算を検討した他の公共施設も

あったと思うのですが、見送ったところもあるのだと思います。

その一つが、しゃきっとプラザ2階の事務所スペースの整備です。

私もしゃきっとプラザに入居しているえくぼ福祉会ともいろいろ情報交換をしましたが、2階スペースの北側、元の包括支援センターが入っていた場所は、建物の構造上、ずっと窓ガラスだけで、そしていわゆる事務室としての専用の仕切りがないということです。

そのため、冷房設備を整備するにしてもお金がかかったり、いろいろ工事の部分で難しさがあるのだと思いますが、あるいは1階の喫茶部分、これらについて実施できなかった理由をお伺いします。

また、暑さ対策という意味で、まず子供やお年寄りが利用する施設を中心に、今回の補正で町が対応するということは評価しているのですけれども、今回の補正で提案されている以外の他の公共施設で見送られた施設の今後の暑さ対策について、今回の補正計上に当たってどのような検討をしたのか。

もう1点は、先ほど大原議員の質問の中で出てきたスポットクーラー等を保育園に入れていると思います。

私も実際に保育園へ行って、その音のうるさは聞いて来ましたが、このようなものが整備されることによって、他の公共施設に転用したりすることは可能かなと思うのですが、実際に工事が全て終わって使用が不要になるような簡易型の冷房設備について、町としてはどのように転用しようとしているのか、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 不妊治療につきまして御説明をしたいと思います。

今年度、補正する前の段階で実施しておりますのは、令和4年度から保険対象となりました特定不妊治療と呼ばれるものの治

療費の支援でございます。

今回、その部分につきましても、当初見込みよりも増額という見込みになりました。その部分で13件の増、195万9,000円をプラスで見込んでおります。

また、2月1日から私どもで受付を開始いたします先進不妊治療というものにつきましては、北海道では10月1日から要綱を整備して実施しているところでありまして、対象となる方は4月1日から治療を開始された方となっております。

美幌町におきましては、2月1日から遡って治療される方も含めて申請を受付し、見込みとしましては15件、103万4,000円となっております。

足しまして、今回の補正額299万3,000円という金額を増額補正で見込んでいます。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） まず、保健福祉総合センターの2階の事務室だけという考え方の部分でございます。

今、上杉議員おっしゃいましたえくぼの部分につきましては、もともと事務所という形で設計されていないということでありまして、1階、3階も含めて冷房設備を入れることを検討させていただいたところでございます。ですが、設置に多額の費用がかかるということと、会議室、和室、集団健診ホールという常時使っていない空き施設がありますので、そちらを活用していただいて涼をとっていただきたいという考えでございますので、御理解をお願いします。

また、先ほどお話ししました他の公共施設の部分の考え方につきましては、今回、学校施設、高齢者施設、児童施設等を整備するところでございますが、残っている部分が郊外の地域集会室、みらい農業センター、老人憩いの家等があります。

こちらの施設は17施設ありますが、今

回整備する美幌保育園、東陽保育園等で使用しているスポットクーラーが21台ありますので、こちらをそちらの施設で使用して対応したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 多額の費用になるということですが、私も専門家ではありませんので、実際にどの程度になるのかということと、空き室利用のことを聞きました。

実際に、えくぼに従事している障がいの方というのは、糖尿だとか、基礎疾患を持っている方もいらっしゃるって、私が話したいわゆる2階の部分で、単なる休憩だけではなくて作業もしているのです。

その意味を考えると、空き室での利用はどうですかと齋藤理事長に聞きましたら、使いたい時間に会議室とかそのようなところが使用されていて、なかなか使うことがままならないのだということです。

そのような実態等もありますので、そのようなことを考えると、今回の補正では提案がありませんでしたが、あそこで仕事をされている障がい者の方たちの身体状況を考えて、多少、費用的に増えたとしても、町でも令和6年度に向けて冷房設備の整備を検討してほしいなど、私は思います。

今、副町長から地域集会室だとか、みらい農業センター等にスポットクーラーの転用ということで、それはぜひ活用していただきたいと思います。

例えば、先ほども出ていましたマナビティセンター辺りも、今年の夏、暑くて大変な中で私もセミナーに出たのですが、あそこの利用は減ったといっても、町民の方で利用している方は多数いらっしゃいます。

2段階で次の冷房設備をどうするかということを令和6年度に向けて、町としてもしっかり計画すべきでないのかなと思います。

すので、その辺の見解をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 前段、質問のございました、しゃきっとプラザ全体でエアコンを設置した場合の費用ということでございます。

当初、私たち事務方でも全館でという考えの中、見積りをとってございます。

今、手元に資料がないのですが、概算で3,000万円弱の金額がかかるということでした。

御質問のえくぼの2階だけにつけるということも当然、物理的にはできるかと思うのですが、1階、2階、3階と、夏場になれば1階から空気が入ってきて、それがどんどん上がっていくということで、フリースペース、そのホールの2階だけに設置しても難しいだろうと。

そうすると、先ほど言いました全館に設置、3,000万円近くのお金をかけなければいけないということもございまして、今回は見送ったという形でございます。

また、副町長からも答弁いたしましたスポットクーラーなどを使いながら、どのような方法が有効な冷房の方法なのかということも業者の方の御意見も聞きながら検討していきたいということで、保健福祉課内では整理をさせていただき、当面は、今回の補正予算で何とかやっていきたいと考えているところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） まず、もう一度、公共施設全体の話をししますと、先ほどお話しませんでしたけれど、マナビティセンターも入っての話でございまして、今現在、保育園等で冷房施設を伴うことでスポットクーラー21台が転用可能となります。

今、整備できていない公共施設は17か所ですので、4台が予備となる形になります。

今お話ししました保健福祉総合センターにつきましても、余裕のあるスポットクーラー等で対応するのと、施設の空き状況をしっかり確認した中で、スポットクーラーと施設の空き状況で経過を見させていただきたいと思います。

新しくスポットクーラーを持ってくるのは14か所で17台ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） すみません、今の補足ですけれども、副町長からこちらで押さえている箇所は14か所ということで、これがすぐに決定ということではございません。

今後もしいろいろと要望等をお聞きした中で、この範囲内できちんと満足いただけるよう配置はしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 先ほど、しゃきっとプラザ全体で3,000万円ということでしたが、今回の657万6,000円とは別に全てやった場合、プラス3,000万円の費用がかかるという理解でいいのでしょうか。

それで、私は3階のオープンスペース、確かに、あそこは子供たちが学習の場として利用等もしていますから、そのような利用については分かっています。

ですが、主には、えくぼの方が休憩をしたり作業したりする1階と2階、その中でも特に、2階の旧包括支援センターの部分を、例えば、間仕切りしてあげるとか、そのようなことで冷房効果を高めたりする。

やはり、そのような環境下で障がいの方が仕事に従事しているという実情を、費用面だけではなくて、もう少しそのような観点から令和6年度に向けて考えてほしいなと、私は思います。

あと、スポットクーラーの活用というこ

とで、ある程度、この施設にこう配置したいという計画がきちんと町の方針として定まれば、私たちも町民の皆さんから求められたときに、現在ある設備についてこのような活用を町も考えていますよという説明も必要かと思います。

ですので、議長に計らっていただいて、そのようなものがまとまった段階で、議員に資料として配付をいただきたいと思います。以上です。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私から今回、補正を上げさせていただいた中で指示したこと、基本的な考え方だけはお話しさせていただきたいと思います。

今回、やはり部屋の温度が35度を超えるという異常な状況になっているのが、学校とかいろいろな施設全てではないですけれども、その中で常時人がいて、命の危険にさらされるところについては、冷房設備をつけるということで判断させていただきました。

手法はこれでという指示をまだ出していませんけれども、場所によっては、緊急避難的な場所があるようなところについては何を優先するか。

ですから、今回で全てが終わりという考えを私も持っておりません。

例えば、しゃきっとプラザ建設時、私も設備的に関わっていましたが、もともとはエアコンというか、冷暖房がきちんとできている部屋があるわけで、その部屋をベースとして今、本当に高温となる部屋はどこなのかという話を受けたときに、当然、南側が大変だということであれば南側。

そして、北側は実態的に建物全体が35度とか高温になるのかということ、そこまではいっていないような報告を受けたので、今回は、優先するものをきちんと設置すべきですということです。

ですから、いろいろな形で、今、上杉議

員から御意見をいただきましたので、そのことはきちんと受け止めたいと思います。

具体的な話は、担当から説明をさせていただきますが、基本的な話だけをさせていただきます。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 費用の関係について、私の説明が悪かったのですが、プラス3,000万円ではなくて全館、事務室も含めて見積りを1回とったことがあります。全館で3,000万円程度ということであります。

仮に、単純にいけば、あと2,500万円ぐらい足せば全部いけるという形になるのかなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 先ほど、上杉議員からスポットクーラー14か所について、今後決定次第、資料を提出願いたいということがありました。

お諮りします。

ただいま、上杉議員より要求のあった資料の提出について、理事者に対しこれを求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、準備が出来次第、議会に資料を提出するよう要求いたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今、議長のおっしゃったこと、十分そのとおりだと思うのですが、1点ほど足りない表現があったと思います。

一応、上杉委員は資料を要求しておりますが、もしかしたら、提出してもらった資料を基にして質疑したいことがあるかもしれません。

その辺の担保の扱いはどのようにお考えでしょうか。

○議長（戸澤義典君） まず、現状で14

か所は決まっていないという認識であります。

資料が出てきた段階でないと質疑はできないと思いますので、その点については、資料が出てくる前に検討して確認したいと思います。

暫時休憩します。

再開は11時20分とします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの資料要求について、理事者側より発言があります。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 先ほど、スポットクーラーの設置箇所等で14か所という御説明をしたと思いますが、これは、あくまでも今の時点で未設置のところに配置すべきと内部的に整理したものでございまして、相手方もありますし、そのようなところにもまだ打診とかはしてございません。

また、そのほかにも必要な箇所等が出てくるかもしれませんので、今後、その辺をもう少し整理して、きちんと整理した段階で議員の皆様へ配付して、御説明したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 上杉さん、大原さんの話の続きなのですが、学校のエアコン、その他のエアコン、一括でお聞きます。

今回、義務教育学校を目指すということと、エアコンを全校に配置しますよというタイミングが同じということで、そうすると、先ほど大原議員が言った期間が短い中で全部の設定がどうなのだというのを受

けて感じた質問があります。

小学校、中学校のカリキュラムの中で夏休みを延ばすだとか、短くするだとか、冬休みを短くするだとかという議論が今、盛んに出ていて、そうすると、エアコンをつけたことによる効果の日数がどれだけかかるのだとか、逆に言えば、電気代金をどのように節約できるのか。

また、子供たちのカリキュラムの中で、快適な学習体系として野外教育を増やすだとか、水泳教室を増やすだとか、そうではない教育制度を持っていくだとか、そのような教育についての議論がエアコン設置とどのように論議されたのか。

されたのであれば、しっかりと説明してもらいたいというのが1点です。

それと、5校が1校になれば4校分が余るのか、いやいや、5校分全部が余るのかというのも含めて、義務教育学校という言葉が出た以上は、その部分について考えている部分があれば述べてもらいたい。

最後になりますけれど、3つ目の確認は、先ほど総務部でもつけないといけない建物があるだとか、施設があると言われたのですけれど、美幌町全体の中で国保病院について、いろいろなところでエアコンが足りないのかなと。

その分については、この小学校、中学校の統廃合の中でエアコンがつけれるとか、学校のエアコンが余った場合、そのようなところについても、教育委員会側から国保病院に対して何かの意見、相談があったかどうかお聞きしたいです。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、1点目の夏休みの状況を伸ばして対応等々の御質問でございます。

道教委は、管内の他の町になりますが、報道等で承知のとおり、休暇期間を50日から56日に延長するなど、また、ほかの町村においては、50日の期間をそのまま

にして、夏休みを延長し冬休みを短くする、いろいろな検討を行っている市町村がございます。

近年、コロナウイルスやインフルエンザによる学級閉鎖が相次いでいるのも現状でございます。

また、授業の余剰日数に余裕がないというのも事実でございますので、そこも含めて現在検討している最中ではございますが、美幌町に限らず、まだまだ町内の家庭内におけるエアコンの普及率は低いと認識しているところでございます。

まずは、猛暑日があっても児童生徒が学校で快適に授業を進められるようエアコンの整備を進めてまいりたいと、委員会内部で結論に至ったところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 美幌町全体の経費の中で、電気代金だとかという部分なるべく発生しない前提の中でエアコンを設置するということをしっかりと聞いたかったので質問しました。

今回、リモート学習についても、各個人住宅のエアコンの普及率が低いので、学校でなるべく快適にということについては、私も理解できます。

学校に行くまでが暑いし、学校帰りも暑いし、そうすると、学童保育だとか、児童センターだとか、大きな体育館を含めてしっかりとエアコンがついているという状態ならわかるけれど、一部ついていないという部分もあると、逆に、今、国が進めている各子供たちに与えているタブレットだとか、端末だとか、住宅で十分使える。

その中で、快適な教育ができるという仕組み、その分については、何か議論があったのかどうか。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

エアコン整備後の取扱い、来年度、実際に設置された後、現在の教育委員会での考え方といいますか、案にはなるのですが、外気温が28度以上の予想がされる場合は、恐らく教室内の気温は30度を超えることが見込まれます。

その場合にエアコンを使用するということとしまして、設置したから常時エアコンを使用するのではなくて、稼働時間についても午前8時から午後2時の6時間ということで、温度は今28度に設定しながら、学童保育にもエアコンは設置されていますが、そのような形で現在案として想定しております。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） もっとエアコンをつけてもいいのかなと思うのですが、それであれば、エアコンをつける期間は何日なのと。

快適になるのであれば、もっと26度とか23度だとか、普通はエアコンに設定があるではないですか。

ぬるいエアコンもあるし、強でなくてもいいので、そのような設備の設定を求められるような質問をされるのです、私たち議員としても。

最後、温度というのは確定するのかわかだけ。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 現在、案という形で想定はしておりますが、温度は28度設定で考えております。

また、義務教育学校の際に5校を1校にするのか、改築を含めた新たにという部分もまだ決まっていない状況にはあるのですが、5校を1校にした場合、エアコンについてはできる限り移設で対応してまいりたいと思いますけれども、義務教育学校と補助金の返還の執行というのが10年で、約2年程度差があるのかなと思っておりま

す。

工事を進める中で労働者の部分だとか、工事費の高騰とか、その部分も含めてなるべく補助金の返還が生じないような形で、エアコンを設置した学校については、跡地利用を含めて考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 先ほどの回答で、目の前にある温度が高いからしっかりとつけたいという部分と予算措置を頑張りたいと言いながら28度という部分を聞くと、そこまでエアコン設置を急ぐことがあるのですかということしか出てこなくなってしまうのです。

もっと温度を低くしてでも快適にやるという前提でいくのか、28度以上でないエアコンをつけませんよというのか。

期間が短いのに、義務教育学校に向けて動いているのに稼働率と稼働の仕方、予算がもらえるからいいとか悪いとかいう前に予算の使い方、どんと使うのであれば、もっと子供たちに多く使える時間を持つだとかでないと、今の回答が成り立たないと思うので、それだけで今の2つ目終わります。

逆に言えば、総務部でいろいろな施設もありますよといった中で、今回、子供たちのために一生懸命つけるよという部分と余った場合はどうするかと。

余る部分はまだ決まっていませんよと言いながら、その中には国保病院もあるのかなと。

だから、そのような形で今、美幌町のために一生懸命、国保病院に働いている職員も患者さんもいますので、そのようなところとの検討がどうだったのかということを知りたかった。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、質問の中で、なぜエアコンを今回補正してまでつけたい

という思いがあったのかと。

先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり常時、人がいるところ、学校とか子供たち、それから小さな保育園等も含めたところで、異常気象によってそこでしっかり学ぶことができない、保育ができないということに対応するため、今回、検討させていただいて補正を上げたということです。

先ほど言いましたが、これからどうしていくかということによって、まだまだ検討しなければいけないことがあるということも御理解いただきたいと思います。

では、エアコンをつけたけれども、義務教育学校ができたことによってこれが丸々余るのではないかというときに、あの施設に転用をという話もあるのですが、現実的に義務教育学校を一体化でと考えたときに、今回、そこまでの検討まではしていないと説明を受けました。

ただ、私は昨日、吉住議員の質問の中で、義務教育学校は一応12年をめどにという話をして、そう考えると7年とか、そのぐらいの期間があるのですね。

耐用年数からいけば、大体15年なのですけれど、今10年という一つの線引きをして、つけたときには補助金返還の話が出てくるので、早くつけて、期間が短くなるころについては、みんなでしっかり要望しましょうという話も私はずっとしています。

私も今回、補助をつけてほしいとお願いしたとき、その話もしてきました。これは、先のことなので、まず置いておきましょうとお話していることも事実でありますので、義務教育学校が出来たことによってどうなるか。

今回の一つの判断でいくと、学校の施設については、三つの区分で説明を受けております。

それは、常時、人がいる普通教室、特別支援教室、それから理科教室とか科目教

室、それと、体育館をどうするかと。

首長たちで話した中においては、全部だと多額にもなるし一遍にそれはできない、だから、日常的にきちんと子供たちが勉強する部屋を優先してやろうということで、つけるところはそのような考えを示しましょうと。

具体的には、そのような説明を教育委員会から受けておりますので、段階的に学校をどうしていくかという答えを出さなければいけないこともあります。

そのことは、今後すぐできるかできないかは分かりませんが、何度も繰り返しますが、子供たちの命に関わるようなこと、それから、今回も学校から家に帰したことで安心にはならないよねと、家できちんと過ごしているのか確認してくれという指示も私は出しました。

そのことを考えると、今回は家庭の普及率もあるので、まず急いで学校、それから保育関係の部分を中心に設置したいという思いで提案させていただいています。

細部は担当の考えというか、そのことに対して判断し実行したということであり、そこまで私は踏み込みませんけれども、基本的な考えとしてはそのような思いでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 国保病院への転用という形は検討しておりません。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 私もエアコンの関係で質問させていただきたいと思います。

私は、エアコン設備の全般についてであります。

参考資料の9ページから20ページ全般になるのですが、青稲ふれあい会館とか、しゃきプラ、学校含めて何平米の建物というか部屋に対して、どれぐらいのエ

アコンを計画していたのかが、まず聞きたい部分であります。

先ほど教育長は、学校であれば家庭より少し大きめのエアコンをつけたいという答弁をされております。

例えばですけれど、我が家庭で12畳の部屋に6畳のエアコンをつけるのかという話になると思うのです。

その辺を含めて、何平米に対してどれぐらいのエアコンの容量というか、容積をつけるのかという質問です。お願いします。

○議長（戸澤義典君） 建築技術主幹。

○建築技術主幹（廣田吉輝君） まず、小中学校のエアコンの容量の設定について御説明させていただきます。

小中学校につきましては、各教室、児童生徒がかなりの人数おりますので、面積、容積ということではなく、人体負荷とか外気による負荷とか、そのようなもので熱負荷計算をきちんとしまして、容量の設定をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 青稲会館の面積も全部含めて教えてほしいのですよね。

青稲会館は何平米でした、学校は何平米でした、例えば今、コミセンであれば保育施設何部屋かつけようとしています。1部屋ずつではなくてもいいのですけれど、全体で何平米ありますという説明をしていただいて、それに対して、例えば、部屋の大きさが違うのに、8畳のところに12畳のエアコンはつけないでしょという話です。

そのような計画をしているのかという説明を聞きたいのですけれど。

ですから、空間、面積、平米数をまず1個1個教えていただいて、その上で、例えば、ふれあい会館なら30畳のエアコンを用意しますとかという説明を受けたいです。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） まず、地域集会室の青稲会館の部分でございます。

建物全体で300平米程度ございますが、一定の冷房を備える部屋といたしましては、資料のとおり集会室をイメージしてございます。

この集会室につきましては78畳分ございますが、設置いたしますエアコンにつきましては、29畳用のエアコンを考えてございます。

現在、地域用水広報館、東町集会室にエアコンが設置されてございますが、青稲会館についても、同程度の規模で同程度のものを買ってございますが、東町、地域用水広報館につきましても、同程度のエアコンによって全館、おおむね冷やされるということを確認できておりますので、この機器の設定ということで考えてございます。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 児童施設といたしまして、まず、美幌保育園につきましては、事務室兼医務室が部屋の面積といたしまして19畳ございます。今回設置しようとするエアコンにつきましては、20畳用のエアコンでございます。

保育室は2部屋ございます。保育室につきましては、各部屋26畳ございますので今回は26畳用のエアコン、遊戯室につきましては、84畳分になりまして26畳用のエアコンを3台、厨房につきましては、15畳ございまして12畳用のエアコンを1台と考えております。

続きまして、東陽保育園になります。

事務室兼医務室につきましては、18畳ございまして20畳用のエアコン、保育室につきましては、31畳ございまして26畳用、もう一方の保育室につきましては、27畳ございまして26畳用のエアコン、遊戯室につきましては、100畳ございまして26畳用のエアコンを3台、厨房につきましては、13畳ございまして10畳用のエアコンを1台と考えております。

続きまして、コミュニティーセンターにつきましては、まず、事務室が19畳ございまして20畳用のエアコン、療育室につきましては、10畳ありまして10畳用のエアコン、ぽかぽかで使用している部屋につきましては、29畳ありまして26畳用のエアコン、プレイルームにつきましては、35畳ありまして26畳用のエアコン、和室ですとか集会室A、Bにつきましては、各部屋42畳ありまして26畳用のエアコン、1階児童室につきましては、19畳のスペースがありまして18畳用のエアコン、2階児童室につきましては、26畳ありまして26畳用のエアコンの設置をしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 私からは、しゃきっとプラザとシルバーハウジングについて御説明をしたいと思います。

まず、シルバーハウジング、旭それから新町とございます。

旭につきましては、広さは29畳、それから、新町につきましては、部屋が二つに仕切られるのですけれども、つなげた状態で44畳、そこに設置しますエアコンにつきましては、冷房能力としまして33畳のものを1台つける予定となっております。

続きまして、しゃきっとプラザですけれども、2階事務室をそれぞれパーテーションで区切って三つのお部屋といいますか、そのような状態になってございます。

社会福祉協議会、絆が入っているところにつきまして73.5平米、それから、消費者協会が入っているところが57.75平米ということで、こちらは同じタイプのものを設置予定で、59畳から87畳の冷房能力があるということになってございます。

それからもう一つ、保護司会、こちらはドアがついて完全なお部屋状態になってございますけれども44.1平米で、こちらにつきましては、29平米から43平米の冷

房能力があるエアコンをつける予定となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今、何畳用とかという説明をされましたが、大体でいいのですけれども、1教室にどのぐらいの容積のエアコンをつけるのかだけ教えていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 建築技術主幹。

○建築技術主幹（廣田吉輝君） ただいまの御質問ですが、先ほど御説明させていただきましたが、それぞれ人体負荷とか外的負荷とか、そのようなものに応じたものにしております。

教室の面積は64平米なのですが、例えば、特別支援教室は、その面積の中でもお子様が少なかったりしますので、それぞれ必要な熱負荷を計算しまして、機器の容量設定で選択しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） どのような容量かを聞いているのです。平米数は分かりました。その容量の考え方を教えていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 建築技術主幹。

○建築技術主幹（廣田吉輝君） 業務用になりますので、何畳用という設定については、今のところ手持ちの資料では御説明できませんけれども、定格の冷房の出力として、一番大きいもので10キロワット、それから取付方や容量の違いで、10種類のエアコンを教室ごと、用途ごと、人数ごとに応じて選択し設置したいと考えています。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 私も39ページ、保健福祉総合センターエアコン設置工事について1点伺いたいです。

事務室は、パーテーションで区切っているところを3か所ということで伺っておりますが、説明に対して重複する部分もあるかと思えますけれども、今回、参考資料で御説明いただいている4団体以外にも、えくぼとか、ほかの利用団体があると思えます。

ここに入っている、実際に利用しているところと、このエアコン設置に対して何か意見交換とかはされているのですか。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 意見交換だとか、何かそのようなかしこまったという表現はあれですけども、改めて場を設けてという形ではなくて、今、そのような検討をしているという会話といいますか、お話はさせていただいております。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 先ほど、小学校も何のためにエアコンをつけるかということで、やはり、児童生徒の命を守るというお話、それを目的につけるということなのだと思います。

今回、どこの施設もそうだと思うのですが、それを使うことで利用している人たちの命を守るというところまで大きい話になるかどうかは別としても、でも使っている人たちが仕事で関わっていたりとかということになってくると、今日は暑いから出ないわとか、休むという話にはならないと思うのですよね。

やはり、使っている人たちの実情や要望とかということ踏まえた上で、検討すべきことなのだろうと私は思うのですが、その辺りはどうされたのか伺いたいです。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 正式な協

議ということではないのですが、お話をしたときには、先ほど来それぞれ御発言があったかと思えますけれども、暑さに対して大変苦勞した中でお仕事をされているということでした。

役場全体としてエアコン設置に向けてという動きの中でお話をさせていただいたときに、本当に助かりますというお言葉はいただいているところであります。

今まで暑い思いをしていたので、涼しくなるのであれば当然な反応かとは思いますが、そのようなことで事細かにお話をしたということではありませんが、そのような会話の中で、設置に向けてはぜひ進めるべきだなという考えにも至ったところであります。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 先ほど、全部やるとなれば3,000万円ぐらいの金額がかかるということでした。

もちろん、多額にお金がかかるから全部が全部、いきなり全て一遍にできないという事情は理解します。

今、正式な場ではないけれども、利用している団体とそのようなお話をして、設置に向けて助かると言っていたというお話でした。

これが最後になりますけれども、使ってもらっている人たちから、あそこはついたのにこちらはつかなくて大変だとか、何でもつけてくれなかったのかだとか、うちもつけてほしいと要望したという苦情が後から出てくるのでは意味がないと思うので、今回やるからにはしっかり使っている人たちの声と実情を踏まえて必要なところには設置すると、やるからにはやるということでやってほしいなということでこの質問をさせていただきました。

ですので、それについて最後、またお答えください。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議員おっしゃるとおり、そこを御利用されている方々のお話を聞いた上で、その御意向に沿った形で冷房機器等を設置する、ごもつともだと思います。

現段階で、社協分と保護司会分と消費者協会分、この3か所分について今回、補正予算を計上させていただきました。

あと、しゃきプラを御利用されている団体としては、えくぼがございます。

現段階で、常時あそこに常駐しているという団体については、今のところいないという認識でございますが、今後、そのような団体が出てきた、もしくは、あそこはがっちりと囲ったと思うのですが、実際に付けてみないと冷房効果というのはいかんせん分からないものですから、そのような支障が出てきた際には、何らかの工夫をするなどして、あそこに入居されている団体が快適に業務をしていただけるような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 35ページ、下から2段目であります。

旭団地・新町道営住宅シルバーハウジング相談室エアコン設置工事188万4,000円についてであります。

昨日の大江議員の一般質問にもありましたけれども、結果的にやむを得ないということで、反対することは考えていません。町長も、道に申入れをしたということで、よく理解しました。

ただ、1点だけ確認なのですけれども、このような道の施設に対して町が負担することは、地方財政法の負担の問題が出てくると思うのですが、その辺の問題はないのかどうかお伺いいたします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、道との維持管理協定に基づき行っております。

もう少し言いますと、シルバーハウジングの設備等につきましては、基本的に道が負担するのですけれども、その運営につきましては、町が相談員等を置いて負担しているということでございますので、御理解願いたいと思います。

ですので、法的には問題ないと認識しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 特に、学校関係のエアコンについて聞きたいのです。

ただ、学校ばかりでなくて、エアコン設置が出ております。

一つは、工期ということでお聞かせ願いたい。

まず1つ目、出だし、教育部長の説明では、7月31日工期と受け止められる発言だったかなと、私の頭の中では受け止めていまして、再度、確認をしておきたいと思えます。

これに対して、私の意見、聞きたいことがあります。

まず、1点目として申し上げたいのは、ほかの議員も質疑している学校の夏休み、冬休み。道教委は日数も増やすと、全体を増やした上で、55日になるのか56日になるのかという数字は定かではないのですけれども、例えば、夏休みは35日とってもよし、全体の中で運用もできるという報道もされていたかなという思いもあります。

この網走管内においてもいち早く、美幌町ではないですけれども、今までの事例からいっても夏休みの在り方、そのような意味においても、美幌町は後手後手になっているのですよ。

この工事を完成させるためには、例えば、少なくとも今年は7月20日から8月いっぱいをと、そのような設定の思いも何も伝わってこない。工夫という意味で何も答えが出ないから心配なのですよ。

全体の話と言います。

学校ばかりでなくて、ほかの施設のクーラー、業者は日本全国から募集すれば別ですけど、この地域、管内でもこのような仕事がある。あえて、その観点で言えば、ほかの部署で扱っているクーラーの工事も含めて考えた場合、やりこなせるのかなと疑問でたまらないのですよ。

だから、後手後手でなく、夏休みの在り方はこのような方針でいきますというものも聞かせていただかないと。

それから、通常で言えば、夏休みの始まりは、うすら覚えですけど7月20日過ぎ、25日の間ぐらいかな。

そうすると、7月31日で設定した場合、細かい日数は分かりませんがお盆過ぎ、どう見ても、どう転んでも夏休みなのです。分かりますか。

であれば、7月31日という決め方よりも、議会に対して、どうせ夏休みに入っていますから、夏休みいっぱいを工期とさせていただきますというなら、業者も入札関係で応募しやすいだろうと。

それには、実は問題点があります。アスベストの関係です。

町長、知っておいてもらいたい。ここにいる議員各位、少なくとも議場の中で、アスベストの判定ができるのは私だけなのです。自慢しているのではないです。要するに、知識ということで聞いてほしいのです。

アスベストの報告をするには、必要に応じて、簡単な言葉で言えば顕微鏡検査。実は、この顕微鏡検査ができるところというのは限られているのです。

資料というのか、持ってきたものを顕微鏡検査するためには、順番待ちということ

があるもので、そうすると、着手したくてもアスベストの結果を見なければできないのです。

その意味で、これは建設部が押さえていると思うのですが、公共施設ですから、もう既にデータを持っているはず。美幌小学校はどの建材を使っているなど、前知識があるのでこの調査も早く終わるという説得力がある話だとか。

そのようなこととか、あくまでも工期に関係して、今このことを聞いていますけれども、教育長、私が知り得ている範囲内では、工期は10月いっぱいという認識でいたのですよ。

まず、部長が説明の段階で7月31日と、精査もしてもらいたいけれど、私はそのように聞こえたものだから。

どうせ夏休みに入れば業者も、実際に、子供という人がいたら、なかなか工事というのは難しいと思うのです。

思い切ってやってもらうのであれば、7月31日でなく、でたらめですよ、8月21日だとか。

○議長（戸澤義典君） 吉住議員、質疑のまとめをお願いします。

○10番（吉住博幸君） 分かりました。

それからもう一つ、工夫という意味です。

大原議員も触れられましたが、遮光それから、必要であれば防音カーテン。やはり、カーテンの性能も調べていただきたい。

今、工事現場で遮光とか防音ネットというのでしょうか、それでさえあるわけですから。

工期のこと、アスベストのこと、カーテンのこと、それから受電設備というのでしょうか。

これは、町長が専門家だと思うのですが、私が知りたいのは、個々の見た目の教室、部屋にかかるエアコンという見た目の機械ではなくて受電施設、装置の縛りはな

いのかということなのです。私が聞きたいのは。この点、お教え願いたいと思います。

それからもう1点、工夫の1点でありますけれども、何日かは私も分かりません。

だけど、工夫という意味で、朝から予想できるのであれば午後の授業を休む、そのような工夫もやってはどうかということです。今年もあったわけでしょう。その考え方について。

それから、思い出してください。事例として言います。

大庭町長時代、古い町民会館にエレベーターをつくりたいという提案がありました。

結果を言います。議会全員一致で否決しました。それはどういうことか。

目の前に新しい施設をつくる、町長自体は否定しなかった。新しいものをつくるのでしようと、そうしたら、多額のお金を使うときに、エレベーターもつけてはどうですかということで、議会は全員一致で反対だったのです。

そのようなこともありましたけれども、その点、内容は控えてもらっていると思いますので、1回目として御答弁をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 質疑の内容を確認いたします。

まず1点目は、工期について。工夫がきちんとされているのかを含めた工期について。

2点目がアスベストの関係について。

3点目が遮光、防音について。

4点目が受電設備について。

この認識でよろしいですね。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 2回目と言われたら困るのですが。（議長から「内容確認です」との発言あり）

今年の夏休み、何日から何日ぐらいという設定はしていないのかということを含め

て。

○議長（戸澤義典君） 以上、4点について質疑がありましたので答弁をお願いします。

まず、1点目の工期について。

学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 工期について御答弁いたします。

先ほど、部長の説明の中では、7月末までの稼働に向けて準備を進めてまいりますということで、御答弁させていただきました。7月末に工期を設定しているという部分ではなくて、現在のところ、10月中旬を工期の完了ということで設定しております。

その理由であります。発注後、早期完了に向けて、学校側も含めて最大限7月末を目指して努力していただくということで、設置はしていく予定でございます。7月下旬後も試運転調整という形で、エアコンの稼働を想定しております。

その準備後、詳細な試運転調整や能力確認のためのデータを取り、工事成果品の整備を建築のほうで行っていただくということで、工期を10月中旬までという設定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、夏休み期間につきまして、現在、夏休みであっても学習サポート、教室、部活動、こちらは職員室も含めまして教室を使用しておりますので、現在は7月下旬の完了を目指しております。

また、夏休みを50日から56日等々の報道がされておりますが、こちらは最終的に管内で統一する必要がありますので、管内の教育長会、校長会の中で話をしながら決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） まず、1点目からやりたいと思いますので、簡潔に質問をお願いいたします。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 承知しました。

工期という意味ではなくて、今のとおりだと思います。

ただ、業者の気持ちも考えてやってください。仕事の進捗というのは、ましてアスベストが出てきた場合、隔離してやらなければいけないのです。

そうすると、私の言い方は少し乱暴かもしれないけれども、実質7月31日という思いは分かりました。

でも、子供さんがいないというのはさらにありますよね。そのような危険性からいえば、私であれば、これは勝手に言う数字ですけど、夏休みが終わる2日前までにやらせてくださいと提案します。

それから、機器の性能テスト、エビデンスだと思うのですが、実証実験。

契約書をよく見てください。私は、土木工事しか分からないのですが、検定後1年、瑕疵行為があれば業者が責任を持って直すという規定があるのです。

建築の方は細かく分かりませんが、それを運用すれば、十分ではないのですか。

いい例として町民会館、設計者の手違いかどうか、どこで指摘されてどうなったか分かりませんが、やり直しましたよね。保証があったからです。

それで、このような意味でもう少し工夫して、早めなさいと言っているのではないのです。

何回も言いますが、7月31日を8月20何日にしたほうがよろしいのではないのですか。

それからもう一つ、発展的に言いましたが、実証実験があるから7月31日までにしたいという工期です。なぜこれにこだわるのですか、僕は不思議でたまらない。

出だし委員会に、休憩の時間のときでありましたが、10月31日という絶対譲らない点が分からない。

説明願います。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 先ほどの説明が不十分といいますか、7月末の稼働を目指すものであり、工期につきましては10月中旬ということで御説明させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、夏休みの設定につきましても、管内の教育長会、校長会を含めまして、委員会で再度検討してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 憤りを感じています。正直な気持ち。

命を守るということが大前提で、工期のことも気にしていると僕自身、思っています。

我が町は、命を守るために夏休みは9月10日までだと、僕だったら言います。

管内に合わせませんよ。

それから、先ほど全体的な話に触れました。

本当に大丈夫かいという意味は、福祉の関係でクーラーの設置もある、仕事量は学校ばかりでない。クーラー関係で本当に大丈夫かということで、逆にアドバイスをしているつもりで僕は言っているのです。

網走管内の教育委員会云々という言葉、正式名はうまく言えませんが、そうではなくて、美幌はこれでやると主張してやるべきでしょう。その辺をいま1度。

それから、工期という意味で10月中旬と言い直しましたが、なぜそこは譲れないのですかと言っているのです。

実証実験は、瑕疵行為の担保があれば保証されていることですから。何か裏あるのですか、補助金をもらうための。

あなた方が国に約束した工期は、是か非でも曲げられないという理由があるというのか、もしあるなら正直に言ったほうがいいのではないのですか。

実証実験、60日も90日もするのですか。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） まず、補助金との約束でございますが、その部分についてはいつまでというのはございません。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 建築技術主幹。

○建築技術主幹（廣田吉輝君） 工期の設定でございますけれども、計画段階におきまして、業者聞き取りにより資材の納期、現場における施工期間、工事成果品整備を踏まえた工期設定としておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、アスベストの調査ですけれども、工事着手前に有資格者による書面調査、取付箇所の建材などの目視調査、その際に、改修履歴の確認などを行いまして、その調査においても確認できない建材については、資料採取・分析調査を実施し、含有の有無を明確にした上で工事を行うことで考えております。

含有建材であることが確認された場合には、薬液による湿潤化に合わせて、負圧は不要ですけれども隔離養生を行う工事の計画としていただいております。

それらの調査につきましても、今、他の施設もあり、いろいろ分析調査等にかかる期間については、専門業者に聞き取りをしたところ、冬季間、小中学校以外のエアコン工事については、年度内完成を目標としていることから、それらがバッティングして、調査にかかる期間が延びるということはないと認識しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） アスベストについて、お聞かせ願いたい。

今、説明員からお話のあったとおりです。

改めて言いますよ。検査をして、判定をして判断を下す。そのあとに初めて、現場というのは着手が許されるのですよ。アスベストであればアスベスト対応の施工方法、当然であります。

私はこう聞いたのですよ。過去の話になりますけれども、美幌小学校も検定書類、東陽小学校も検定書類は残っていますよねと。

公共施設は、事前にアスベストの含有があるかないか、想定できるものはないのかということをお聞かせ願いたいと言っているつもりです。その意味で、ただ業者に聞いていると。

細かい意味の工期に絡んだ、工期を言いたいのではないのです。

7月31日であれば、実際は、補助金が3月に決まるのでしょうか。アスベストはできないという答弁に聞こえるものだから、事前に察知するものは、準備も含めてもつたない時間を過ごすなということを申し上げたいのです。

改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 建築技術主幹。

○建築技術主幹（廣田吉輝君） ただいまお話のありましたアスベストの調査につきましては、工事発注後の現地調査、施工準備を終えまして、そのあと機器の発注をした後、資材の納期の期間内に終わるという想定で考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） アスベストに関してはこれで3回目だから、いま1度。

思いは分かります。何を言いたいか。

もうアスベストに関しては、既存の役場がお持ちの資料もあるのでしょうかと、まず一つ、これを押さえてくださいよ。

ただ、大体予測つくものがあるのです。

予測できるものが。

今言った手順はそのとおりです。そのとおりで、7月31日まで一生懸命やると言っていますけれど、あまりにもこれは業者泣かせ。

先ほど言った事情、工期そのものを言いたくはないけれど、7月31日はどうせ夏休みになっているわけだから。

夏休みでは量のこともあるでしょう。

思い切って仕事をやるとすれば、せめて生徒さんもない時期に集中するかなと。

だから、アスベストもこちらが準備できるものは、準備したほうがよろしいのではないのですか程度の話。

○議長（戸澤義典君） 今のアスベストに関して答弁は必要ですか。

○10番（吉住博幸君） いいです。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長 御答弁いたします。

今回のエアコンの整備に当たりまして、正直なところ、防音については積算しておりませんが、遮光・遮熱カーテンにつきましては積算している状況にあります。

小学校につきましては、3校で遮光が842万2,000円、遮熱が902万8,000円、中学校につきましては、2校で遮光が447万7,000円、遮熱が357万3,000円という見積りの中で検討しました。

まずは、エアコンの整備を優先するという事で、今あるカーテンは、特に、夏季については、下校時にカーテンを閉めるなど節電を徹底する、温度の上昇を防ぐということが一つ。

あと、学校についても、カーテンの交換が必要な学校も結構出てきていますので、そのときには遮光・遮熱カーテンへの交換を含めて検討してまいりたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 簡単に言えばカーテン、お聞かせ願いたいと思います。

実は僕、騒音測定ができる立場なので。

先ほど、大原議員が質問した音がうるさくてとは、何デシベルなのですか。大原議員が想定している機器とあなた方が購入する機器、何デシベルの音なのですか。

例えば、図書館で測定したら静かな状態でも何デシベルある、教室は何デシベル。

そのようなことも、説得力という意味で使うべきだろうと。そして、知恵ですよ。

今のカーテンの性能、能力も、皆さん本当に調べて言っているのですか。カーテン一つでピアノを弾くところ、カーテン1枚で10デシベルは簡単に下がるのですよ。一例として言うと。

だから、説得をうまくやってくださいよ。説得を。

企画力が余りにも上すべりしている。

今のことについて、お答えください。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

正直、何デシベルという部分までの調査は欠落してございますが、実際、8月下旬に町内の小学校で行われた教育委員を含めた学校との意見交換会の中で、スポットクーラーを実際に設置して会議を実施してみたところ、参加者全員から音が大きくて会議の声が聞こえないという部分もございました。デシベルは把握しておりませんが、その部分や他の学校も確認した中で、スポットクーラーはという結論に至ったところでございます。

また、先の答弁の中にもございましたが、現在のところ財源として、エアコン、スポットクーラーは1校22万5,000円の補助しかないという現状もございまして、実際に音の部分もあるのですが、最終的に町長部局とお話しさせていただいたときに、財源としてしっかり使える

財源を使いましょうということでエアコンの設置に至ったところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 的確にお答えされていない。

結果、何かの会議でうるさいうるさいという積み上げですよ、言っていることは。私は今、何デシベルですかと聞いているの。そのようなことも含めてやはり説得力のある。

カーテンと言いますが、例えば、ここにカーテンと言わないのでしょうか、窓だけにかけるカーテンという意識ではないですからね。防音を考えたときに、壁側に張るのも防音効果はあるわけですから。

光の多くは、窓を実際に開口しなくても窓ガラスがあるところから入ってくるわけですから、単純にうるさいからうるさいからではなく、少しは数値を使ってそのような議論し言っていたかないと、理解はなかなか難しいものです。

教育長、今後も含めて議会を説得する努力をもう少し、意固地にただうるさいだけで突っぱねるのではなくて、このように関心を持っている議員がたくさんいるわけですから。

あえて言えば、自慢ではないですよ、私は知識があると思っていますので、だから聞いているのですよ。

カーテンについてはもう1回だけお聞かせ願いたい。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） スポットクーラーの動作音の関係でございすけれども、議員おっしゃる御指摘のように、私どもは実際に何デシベルかというところは承知していないのが現状でございす。

しかしながら、これまで設置している学校に視察したりだとか、教育長レベルの会議での懇談の中では、子供たちが授業に集

中できる音量ではないねという結論もありました。

さらに、先ほど課長からも答弁させていただきましたけれど、やはり判断の決め手となりましたのが、エアコンを設置した場合、一般財源、純粋に町の持ち出しが約1億1,600万円でございす。

これに対して、スポットクーラー、窓つきエアコンは、各学校1校当たり幾らという算定になりますので、手出しが2億8,200万円ということになります。

この金額を勘案した中で、エアコン設置の判断をさせていただいたところでございすので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 続いて、受電設備の関係で答弁をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 受電設備の耐用年数でございすが、現在のところ、基準ではその他に分類しまして15年となっておりますが、こちらにつきましても、10年経過時点で返還が必要ないという状況になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 10年ですか。ありがたいね。

ですが、私は電気の専門ではないから生意気なことは言えないのですが、受電設備というのは通常、何十年も使えるのでしょうか。俗に言う故障がない限り。そこが大原さんと似ているところなのです。これを新しく、結果はそこなのです。

先ほど、エレベーターの話をさせていただきました。

もう目の前に、美幌の財政を揺るがすぐらいの事業が残っていたら、全精力をそちらに傾注したらどうだという私の思いもあるものですから。

そうすると、結果、大原さんと似たよう

な話になりますけれども、金額も聞きましたよね。

今回の事業で受電設備の金額は幾らですかと聞いたつもりだけれど、もし聞いてなかったら改めてお聞かせ願いたい。

補助金の絡みで10年という縛りは分かりました。

ですが、2億円の金額の中で受電装置というか、設備というか、そのようなものが小中一貫校をつくる時に本当に使えるのかということも検証しておきたい。議会として、議員として。

というのは、流用にはならないだろうと。施設というのは、いいですか、これ耳をほじくって聞いてくださいよ。（「きちんと質問してよ」と発言する者あり）

あなた方が考えている流用、いま一度聞きたい。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

事業費でいくと3億1,929万3,000円のうち、受電、電気設備については1億3,434万3,000円でございます。

補助金の経過の部分を10年とお話させていただきましたが、その前に義務教育学校等々が出来た場合につきましては、当然、活用できる部分、受電設備については活用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 吉住議員最後ですので、質疑の内容がよく分かるよう簡潔に質疑をお願いします。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 新しい施設というのは、その用途に合った設備が妥当だと、私は思っているのですよ。

わざわざ古いものを使って配置するのは、むしろいかがなものか。そこで、本当に確約していいのですか。

それだけは確認しておきたい。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 新たに学校整備する際に活用できるものであれば、活用も検討させていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） まず最初に、教育委員会、行政の皆さん、そして議員の皆さん、先ほど私が質疑を行ったときに、怒りのあまりに質疑したことを謝りたいと思います。

その中で私も結構、興奮状態の中でやっていましたので、このエアコンの予算については、いま1度、冷静な気持ちで聞きたい部分、そのような思いがありますので、もしよければ、議長の判断で、別場所で時間をとっていただければ。

質疑というか、説明の場所をとっていただけることを要望いたします。

これが私一人で、ほかの議員はそのようなものは必要ないとなれば、それで十分です。

○議長（戸澤義典君） 議事進行がありました。

もはや昼近いということもありますので、休憩をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開は14時といたします。

午後0時32分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者側より発言を求める申出がありますので、発言を許します。

教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今回の冷房設備設置に当たりましては、工期の設定、機種を選定等々、多くの議員さんから御質疑をいただいたところであります。

事業の実施に当たっては、いただきました御指摘、御提案を十分に参考とさせていただき、さらに精度を高めた上で臨みたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第62号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 議案第62号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の51ページになります。

議案第62号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,727万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,077万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書60、61ページをお開き願います。

3、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金

1,727万4,000円の減額につきましては、まず、前年度の広域連合への市町村負担事務費の精算分を今年度で整理することに伴い、事務費負担金について89万9,000円減額し、また、保険基盤安定負担金の確定及び保険料の実績見込みにより、保険料等負担金を1,637万5,000円減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、58、59ページをお開き願います。

2、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みにより特別徴収保険料を1,854万4,000円減額し、普通徴収保険料を384万1,000円増額するものでございます。

2款繰入金につきましては、広域連合市町村事務費負担金の確定に伴い、事務費繰入金を89万9,000円減額し、保険料の軽減措置分の確定に伴う保険基盤安定繰入金を278万4,000円減額するものでございます。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上、議案第62号について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第６３号

○議長（戸澤義典君） 日程第４ 議案第６３号令和５年度美幌町水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の６３ページをお開き願います。

議案第６３号令和５年度美幌町水道事業会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

総則。

第１条、令和５年度美幌町の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、令和４年度に借入れを行いました企業債の利息額及び償還額の確定に伴う減額補正で、国の高規格道路事業、国道３９号端野高野道路の実施延期による水道施設舗装工事関連の減額を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第２条、令和５年度美幌町水道事業会計予算（第２条）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主要な建設事業は、実施事業の延期による減額で、それぞれ記載のとおりでございます。

収益的支出の補正、第３条及び資本的収入及び支出の補正、第４条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、６５ページを御覧ください。

企業債の補正。

第５条、水道管路整備事業は、高規格道

路事業、国道３９号端野高野道路の事業実施延期に伴うもので、限度額を１億

２、６５０万円から８００万円減額し、１億１、８５０万円とするものであります。

次に、６６、６７ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書。

収益的支出であります。

１款水道事業費用、２項、１目企業債利息につきましては、令和４年度に借入れをした企業債の利息額が確定したことによる減額です。

次に、６８、６９ページをお開き願います。

資本的収入であります。

１款、１項、１目企業債の８００万円の減額につきましては、第５条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下、３項、１目高野第一加圧ポンプ所移設負担金につきましては、今年度予定しておりました国道３９号端野高野道路の事業延期による減額でございます。

次に、７０、７１ページをお開き願います。

資本的支出であります。

１款、１項、１目水道施設整備事業、高野第一加圧ポンプ所移設実施設計委託料２、５００万円の減額は、国道３９号端野高野道路の事業延期に伴い、支障となる高野第一ポンプ所の実施設計を来年度以降に延期することによる減額です。

その下、水道管路整備事業８００万円の減につきましても、端野高野道路の事業延期に伴い、支障となる配水管仮設及び布設替工事の未実施による減額です。

その下、２項、１目企業債償還元金につきましては、令和４年度に借入れをした企業債の償還元金額が確定したことによる減額です。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央君） 71 ページ、今、部長から実施事業が延期になったという説明がありましたが、なぜ延期になったのか、その辺の背景がわからないのものですから、詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

来年にということでお話がありましたけれども、理由につきましては、予定していた箇所の用地処理が年内に進まなかったということが原因でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央君） 処理が進まなかったことで延びたということで、見通しとしては、令和6年度以降という話になっていましたけれども、6年度に事業が計上されて行われるのか、それとも、それ以降の年度がまだ未確定なのか、その辺の状況が分かれば教えてください。

○議長（戸澤義典君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

用地処理という部分で言いますと、開発の工事の部分に関わる部分なのですが、見通しにつきましては、北海道開発局との打合せでは、一応、令和6年度には実施できるというお話を聞いておりますので、令和6年度に再度、予算計上する予定で現在考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第64号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 議案第64号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の79ページをお開き願います。

議案第64号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、建設事業費の確定などによる予算の整理、企業債の利息確定に伴う減額及び確定申告による消費税額確定に伴う予算の整理を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的収入及び支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、81ページを御覧ください。

企業債の補正。

第4条、公共下水道事業は、国庫補助事業の減に連動し企業債が減額するもので、限度額を1億3,480万円から1,750万円を減額し、1億1,730万円とするも

のであります。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、82、83ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書。

資本的収入であります。

1款、1項、4目国庫補助金950万円の減につきましては、本町が要求しておりました社会資本整備総合交付金について交付決定額が減額となったため、予定しておりました事業の未実施による減額であります。

2項、1目他会計補助金1,300万5,000円の減につきましては、資本的支出が減少したことに伴い、財源調整である一般会計繰入金の減額であります。

次に、84、85ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目委託料1,900万円の減につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額により、予定しておりました委託業務の未実施による減額であります。

2項、1目企業債利息51万7,000円の減につきましては、令和4年度に借入れをした企業債の利息額が確定したことによる減額でございます。

3項、1目その他特別損失298万8,000円の減につきましては、令和4年度分の地方公営企業法適用前の消費税及び地方消費税の確定申告による減額でございます。

次に、86、87ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債1,750万円の減につきましては、第5条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

2項、1目国庫補助金800万円の減につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額により、予定しておりました事業の未実施による減額であります。

2目他会計補助金950万円の増につきましては、資本的支出が減少したことに伴い、財源調整である一般会計繰入金の増額であります。

次に、88、89ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目委託料、下水道終末処理場汚泥処理設備更新実施設計委託料

1,400万円の減につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額により、予定していた事業の未実施による減額であります。

その下、補償費、NTT電柱移設工事補償費200万円の減につきましては、今年度の実施を予定しておりました補償工事の延期に伴う減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第65号

○議長（戸澤義典君） 日程第6 議案第65号令和5年度美幌町個別排水処理事業

会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の97ページをお開き願います。

議案第65号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の個別排水処理事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、企業債の利息確定に伴う増額及びその財源調整である一般会計補助金の増額を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

他会計からの補助金の補正。

第3条、予算第7条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、98、99ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書。

収益的収入であります。

1款、2項、1目他会計補助金7万4,000円の増につきましては、資本的支出の企業債の利息額が確定したことにより、不足する財源を一般会計に求めるものでございます。

次に、100、101ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、2項、1目企業債利息7万4,000円の増につきましては、令和4年度に借入れをした企業債の利息額が確定したことによる増額でございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願います。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第66号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 議案第66号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は109ページになります。

議案第66号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益では、入院患者数の減少による入院収益の減額補正と新型コロナウイルス関連の補助金の計上、費用では、会計年度任用職員に係る給与費の減額、来年4月から診療開始の脳神経外科に必要な備品類、放射線科医の執務開始に伴う備品類の整備や執務スペース確保のための室内改修費、診療及び施設の維持に必要な施設寄附等の修繕料、企業債の支払利息の増額補正などを行おうとするものであります。

第1条、令和5年度美幌町の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正につきまし

ては、当初見込みの年間入院患者数について、入院患者数の減により入院の年間患者数を1,900人減の2万2,402人に、1日平均患者数を5人減の61人にするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、会計年度任用職員の給与費の補正に伴い、職員給与費の金額から1,025万2,000円を減額し、11億2,010万9,000円にしようとするものであります。

次に、110、111ページを御覧ください。

収益的収入の補正であります。

医業収益のうち、入院収益5,800万円の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、感染状況は落ち着きを見せておりますが、今年度の入院患者数につきましては、コロナ禍前の水準に戻らない状況が依然として続いており、コロナ患者受入れのための空床確保の対応や、4月から5月、8月から9月にかけて2回の院内クラスターの発生など、平均在院日数を減らす要因が積み重なり、病床利用率の維持が難しくなっていることに加え、内科系や泌尿器科を中心に高齢者の入院患者数が少なくなっており、4月以降の診療実績及び今後の収益見込みを踏まえ、減額補正を行うものであります。

医業外収益、道補助金3,209万5,000円の計上ではありますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金69万6,000円は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のため、ワクチン接種に従事した医師及び看護師の診療時間外における従事時間数に単価を乗じた額が交付されるものであります。

医療・介護・障がい施設等物価高騰対策

支援金118万8,000円は、物価高騰の影響により電気代の負担が増加している医療・社会福祉施設等の負担軽減のため、北海道から支援金が交付されるもので、病床数に1万2,000円を乗じた額が交付されるものであります。

感染症病床確保促進事業補助金3,016万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の受入れ病床について、期間中に空き病床となった場合、5月7日までは一床当たり1日7万1,000円を、5月8日からは一床当たり1日3万6,000円が交付されるものであります。

なお、補助金の対象期間は9月30日までとなっております。

難病指定登録オンライン化支援事業補助金5万円は、北海道の医療費助成制度における指定難病及び小児慢性特定疾患に係る診断書をオンライン登録するために必要なパソコン端末の整備に対する補助金として、基準額10万円の2分の1となる5万円が交付されるものであります。

次に、112、113ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用、給与費、給料561万8,000円の減は、年度当初よりフルタイムの会計年度任用職員として勤務を予定していた看護師2名について、希望によりパートタイム勤務へ移行したことや、年度途中の就退職による執行見込みから減額補正を行うものであります。

手当等91万円の減について、期末手当は、給料と同様にフルタイムからパートタイム勤務に移行したこと、年度途中の就退職による減、その他手当19万2,000円の減は、町外からの勤務者が退職となったことによる減額でございます。

報酬345万7,000円の増は、フルタイムからパートタイムに移行したことや、年度途中の就退職による執行見込みから増額補正を行うものであります。

法定福利費 718万1,000円の減は、職員の定年延長に伴い、退職手当組合に納付する普通負担金の特例措置により、負担率が減となったことによるものであります。

材料費、医療消耗備品費、診療用消耗備品 60万円の増は、令和6年4月に開設を予定している脳神経外科における手術用器具として、鑷子、鉗子、剪刀、ドリルなどの購入費用を計上するものであります。

経費、消耗備品費、病院一般用消耗備品等 154万7,000円の増は、令和6年4月から非常勤の放射線科医が勤務を開始することに伴い、必要な執務環境を整えるため、放射線科執務室に設置する電子カルテ端末、画像読影用端末、執務用デスクの購入費として 81万7,000円を、放射線科の撮影環境整備のため、MRIの準備室に設置する患者様の更衣ロッカー 2基の購入費として 31万3,000円を、来年度新規採用の医師が使用する院内通信用の PHS 端末 2台と、病棟ナースコール端末 1台の更新費用として 30万2,000円を、難病指定登録オンラインシステム用ノートパソコン 1台の購入費用として 11万5,000円を、合わせまして、154万7,000円を計上するものであります。

修繕費、診療用機器等修繕料 156万6,000円は、眼科のレーザー治療に使用する装置に係る部品交換費用として 74万8,000円を、病棟患者の生体情報モニタリング装置の修繕費用として 22万5,000円を、その他、自動滅菌器修繕、病棟心電図のバッテリー交換費用など、修繕費用として 59万3,000円の増額補正を行うものであります。

その他施設器具等修繕料 55万5,000円は、薬局、厨房、病棟等のエアコン修繕費用として 30万3,000円を、放射線科医の執務スペースを確保するため、使用していない暗室の壁面、流し台、給排水設備の撤去費用として 13万6

4,000円を、その他、防火シャッター、ウイルス管理サーバー、温水暖房設備の施設老朽化による部品交換等の修繕料として 115万6,000円を増額補正するものであります。

医業外費用、企業債償還利息 3,000円の増は、令和4年度借入れの企業債について、借入れ先金融機関の追加を行ったことによる支払利息の増額分として 3,000円を補正するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 全体の収益の関係で、111ページの病院事業収益、医業収益、入院収益のマイナス 5,800万円。

11月の補正予算の段階で、医師等の給料の削減分があつて、7,000万円の収益を確保できるということで1億2,000万円の赤字、収益予定が7,500万円減ったということではあったのですが、またここで、なぜ今回計上したのか。11月で説明できなかったのかということが1点なのです。

せっかく減ったと思ったのに、またここで差引き 2,400万円の収益悪化ということで、それであれば11月に分かったのではないかということが気になったものですから。そのタイミングが何で今回なのかが大きな1点。

また、これでいくと3月までにまたマイナス補正があるのかなと思うのです。

そうすると、全体の中で一生懸命努力したことが数字上、またマイナスになってしまうと、働いてる人方も、先生方もやる気が維持できるのかなと。

さらに、今度は春からいい先生が2人来るということなのですけど、その分でまた取返しもうどうなのかなと思います。

ぜひ1回目の質問の内容のとおり、プラ

スになるときはプラスになる、マイナスのときはマイナスですと、定例会、臨時会ごとにそれぞれやると一喜一憂が大きくなりますので、なぜ同じく説明ができなかったのか、そこをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 2点まとめて答弁をお願いします。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 補正予算の計上を11月に一緒にできたのではないかと、収益の部分でございますけれども、11月臨時議会における補正につきましては、人事院勧告に基づくものという基本的な考え方に基づいて補正予算を編成して、審議いただいたという経緯がございます。

特に、収益についてはぎりぎりまで状況を見ながらどうするかという判断をしているところがありまして、タイミング的には、11月は人事院勧告による給与費の補正、12月については、執行残、執行状況を見た中での歳入歳出の補正予算という区分をさせていただいているところでございます。

減額が多い補正、さらには歳入が減る補正、様々一喜一憂ということで御指摘をいただいておりますが、状況としてはそのようなことでございます。

今後、またさらに、3月までの収益の部分については、減額が予想されるのではないかとございしますが、状況的に言いますとやはり厳しいのかなという部分がございます。

やはり、コロナを受入れている病院ということで、一般診療とコロナの両立という中で、なかなか制約といいますか、そのようなものもございしますし、あとは、最初に御説明申し上げましたけれども、高齢者の入院患者が減っているという事実がございますので、なかなかそこからどうやって入院患者を増やしていけるかとなるのかなと思います。

これから冬にかけて、これまでの状況を踏まえて考えてみますと、冬場は入院患者が多くなるということもございますので、それらに一部期待している部分もあります。

あと、職員のモチベーションにつきましては、その都度、毎月なのですけれども、院内会議の中でこの状況は医師、看護師、全ての職員に対してお話しさせていただいておりますので、その中で診療という部分と経営という部分についても皆さんに考えていただきながら、入院患者を増やす努力という、そのようなことも検討させていただきながら、モチベーションについては何とか持ちこたえていただいているのかなと考えているところでございます。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の説明の中で、お医者さんだとか、検査技師だとか、看護師さんたちの使っているもの、要するに検査用具だとか、検査の機械だとか、即時対応できるようなやり方の器具だとか、そのようなものが少ないがゆえに入院収益に影響があるというのであれば少しまずいのかなと。

備えている機器類で十分可能という中でもこのようになってしまうのか。

その辺について、今、上がったたり下がったり波が大きいものですから、僕は、数年前に1回、機械の減価償却期間が経過していて相当更新しましたが、やはり検査体制の中で足りないもの、不自由な部分があるので入院ができないだとか、ほかの病院に行かざるを得ないだとかということもあるのかなと思うのです。

極端に言えば、ここでなくてもほかの病院に入院できますよという人が増えたのか、それとも、検査ができないからほかに回ってもらったのかで大きな違いがありますので、この部分で何かありましたら最後、お願いします。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 当院にあります医療機器で不足するものはないと考えておりますし、十分、検査できる体制も整えて、特に、医療機器は人命に関わる機械でありますから、なるべく耐用年数等を踏まえて、新しいものに交換してきておりますし、その部分では不足はないと考えているところでございます。

入院患者の減少がそれに影響しているということはないと思うのですが、うちだけではなくて近隣の医療機関の状況ですとか、北見、網走にはセンター病院がございますので、そちらの医師の充足状況ですとか、そのようなもので患者動向が変わってくるということもございます。

なかなか従来どおりの状況が続くということも、状況によっては難しい状況があるのかなと思っているところでございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央君） 1 1 1 ページの 1 点だけ。

年間患者数が約 8 % 減っていますが、これによって病床利用率が 6 割維持できるのかどうか、現状での病床利用率の見込みをお教えてください。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回の補正後に想定される病床利用率は 6 2 % ということで設定させていただいております。

ただ、1 0 月は 6 3 . 2 % ぐらいあったのですが、本日も入院患者は 6 6 人ということですが、年間トータルするとやはり少し下がってくるかなと。

今後の 1 2 月から 3 月までの入院状況によって、またその部分については変化するかなと考えておりますが、やはり経営上、最低限必要な病床利用率というのはございますので、なるべくそれが維持できるように努力をしていきたいと考えているところ

でございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

2 番馬場博美さん。

○2 番（馬場博美君） 1 1 3 ページの下から 2 行目、その他施設器具等修繕料 5 5 5 万 5 , 0 0 0 円。

先ほど事務長の説明の中で聞き漏らしたのですが、今回エアコンをつける場所と、今回整備することによって病院内は全部エアコンが整備されたのかどうか、この 2 点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回計上しているものは修繕料というところでございますので、従来あるエアコンが不調により故障したということでございます。

場所につきましては薬局、厨房、あと病棟に関連するもので、特に、今年の夏は暑かったため既存のエアコンにもかなりの負担が生じていたということで、老朽化しているということもあるのですが、今回は部品交換といいますか、そのようなものに係る経費でございます。

○議長（戸澤義典君） 2 番馬場博美さん。

○2 番（馬場博美君） 既存でついているところの取替えだということでの修繕料だと。

病院全体でのエアコンの整備状況はどのようなのですか、その実態をお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 病院の中でエアコン施設がないところですが、個々の病室にはそれぞれついているところとついていないところがあるということで、状況的にエアコン設備がないのは病室ということになってございます。

数年前に、病棟自体にエアコンがなかったという状況がございますので、全体として廊下にエアコンを設置したわけなのです

が、ただ、ここ数年、コロナ感染症の患者さんを受入れているということで、ドアを閉め切っている状態にありますので、必要な病室についてはエアコンを整備しています。

今後も拡大に備えて、個室についてはエアコンを整備したいと考えているところでございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は15時20分とします。

午後3時00分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（戸澤義典君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 議会運営委員会の結果について御報告をいたします。

町長から追加議案として、第67号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について

が提出されましたので、本日4日目の議案第66号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についての次に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び行政職員の皆さんの御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第7 議案第66号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についての次に、議案第67号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、それぞれ議題とすることに決定しました。

◎追加提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典君） 町長から提出されました追加議案について、概要説明をしたいとの申出がありますので発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 本定例会に追加して提案いたします議案について御説明申し上げます。

議案第67号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、戸籍法

の一部を改正する法律が制定され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、令和6年3月1日から新たに戸籍法に関する手数料を徴収する事務及び金額を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第68号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第10号）につきましては、住民税非課税世帯等に関する臨時特別追加給付金給付事業として1億9,149万8,000円を、原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付事業として8,320万円を、原油価格・物価高騰対策プレミアム商品券発行事業として3,194万8,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加議案の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

◎追加日程第1 議案第67号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第1 議案第67号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 追加議案書の3ページになります。

議案第67号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、追加議案参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、議案第67号関係。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、戸籍法の一部を改正する法律の制定により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、新たに戸籍法に関連する手数料を徴収する事務及び金額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、大きく3点ございます。

一つ目は、新規手数料の設定でございます。

これまで、行政手続に係る申請におきましては、申請書に加えて紙の戸籍等証明書を提出する必要があったものについて、紙の戸籍等証明書に代えて、新たに戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行を受け、申請書とともに必要な行政機関に提出することで、紙の戸籍等証明書の添付を省略することが可能となることから、この識別符号の発行に係る手数料を条例の別表に（3）、（6）として新たに設定するものでございます。

二つ目は、手数料徴収事務の追加でございます。

二つ、項目がございまして、初めに、広域交付の開始でございます。

これまで、本籍地の市区町村にのみ請求することができた戸籍等証明書につきまして、本籍地以外の市区町村においても請求することが可能となる広域交付が開始となりますことから、この広域交付に係る事務についてを、戸籍及び除籍それぞれ、条例の別表中（1）、（4）へ規定の追加をするものでございます。

次に、届書等情報の内容証明書の交付及び閲覧でございます。

現在、婚姻届などの戸籍に関わる届書におきまして、これまで、原本である紙の届書による証明書の交付及びその紙の届書の閲覧が可能となっておりますが、施行日以降、取り扱う届出書については、届書等情報、いわゆる画像情報としてデータ化した

ものを届書の原本として取り扱うことになることから、データ化した届書である届書等情報による証明書の交付及びそのデータ化した届書の閲覧に係る事務についてを、条例の別表中（７）、（９）へ規定の追加をするものでございます。

最後、三つ目、その他につきましては、本改正に伴う字句の整理となっております。

なお、参考資料３ページから４ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、戸籍法の一部を改正する法律ほか、記載の二つの政令。

施行日は令和６年３月１日でございます。

以上、議案第６７号について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第６７号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第２ 議案第６８号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第２ 議案第６８号令和５年度美幌町一般会計補正予算（第１０号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 追加議案書５ページになります。

議案第６８号令和５年度美幌町一般会計補正予算（第１０号）について御説明申し上げます。

令和５年度美幌町の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、国から配分される地方創生臨時交付金を活用し、町として必要な対策、支援策を講じるための経費などを予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億６６４万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３３億１,９８４万３,０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、１４、１５ページをお開きください。

３、歳出になります。

３款民生費、１項、１目社会福祉総務費、６、住民税非課税世帯等に対する臨時特別追加給付金給付事業１億９,１４９万８,０００円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者のうち、特に負担感が大きい低所得世帯に対し、国の地方創生臨時交付金を活用して、経済的な支援を行うための予算計上になります。

対象は、令和５年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯で、１世帯当たり一律７万円を給付いたします。

本年５月臨時会で議決をいただきました、非課税世帯１世帯当たり３万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の追加分として位置づけられており、今回の給付と合わせ、住民税非課税世

帯には10万円が給付されることとなります。

消耗品や印刷製本費、手数料など、必要な事務費を計上するほか、給付対象を2,700世帯と見込み、臨時特別給付金として1億8,900万円を予算措置いたします。

今回、議決をいただきましたら直ちに準備を進め、対象世帯へ案内文を送付し、口座変更等の確認後、1月中旬にはプッシュ型により初回の支給を予定しております。

次に、7款、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金の一行目、原油価格・物価高騰対策事業者支援金8,320万円は、原油価格や物価の高騰による影響を緩和するため、町内の事業者に対して一律10万円を支給するための予算計上になります。

交付対象は、農業を除く町内の中小企業者で、法人351社、個人460社、医療福祉等の事業者21社、全体で832社であります。

申請期日は令和6年3月末日とし、申請漏れがないよう、町のホームページや町広報紙をはじめ、商工会議所の広報紙に掲載するなど、広く周知に努めてまいります。

その下、原油価格・物価高騰対策プレミアム商品券発行事業補助金3,194万8,000円は、原油価格や物価の高騰による影響を受けている生活者の支援及び消費下支えを目的に、プレミアム率50%の商品券を発行するための経費であります。

3,000円分の商品券を2,000円で販売し、1人5セットまで、最大1万円で1万5,000円分の商品券を購入可能いたします。

販売する時期は、今回、議決をいただきましたら早急に準備を取り進め、商品券の発行枚数は3万セットを予定してまいります。

なお、今回も原油価格の高騰対策といたしまして、参加店には燃料販売店を加える

ことといたします。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、12、13ページにお戻りください。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1億9,226万3,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別追加給付金給付事業の財源として、歳出で御説明いたしました事業費の全額が国庫補助金により措置されます。

5目商工費国庫補助金7,406万3,000円のうち1,502万6,000円につきましては、歳出で御説明いたしました事業の実施に当たり、先に配分を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当するための予算措置になります。

その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,903万7,000円は、本町には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対応分の推奨事業メニュー分として、5,903万7,000円の地方創生臨時交付金が配分されましたが、原油価格や物価の高騰による影響が町民の生活、町内の経済に大きく及んでいることから、必要な対策、支援策を速やかに実施いたしたく、その全額を活用いたします。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金4,032万円は、今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

なお、追加議案参考資料5ページ、資料2に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第68号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君）　これから質疑を行います。

8 番藤原公一さん。

○8 番（藤原公一君）　私から 1 点だけお聞きしたいと思います。

15 ページになります。

物価高騰プレミアム商品券についてなのですが、今回の商品券の購入方法についてなのですが、従来どおり、商工会議所での取扱いにするのか、また、消費拡大ということを考えたとき、このプレミアム商品券を使えるところでも、この商品券を販売したほうが消費拡大になるのではないかと思います。

その辺の議論がなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君）　商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田雅規君）　プレミアム商品券についての御質疑かと思います。

販売につきましては、現段階のところ、従来と同じく会議所を主体として販売日を設けて販売しようと制度設計してございます。

登録店での販売もということですが、登録店の募集自体は、議決をいただきましたら会議所と調整しましてすぐ募集をかけてそれからという形になりますので、そのあとの準備等々も考えまして、集中的に販売日を 3 日程度設けて販売させていただくという方法で考えているところでございます。

○議長（戸澤義典君）　8 番藤原公一さん。

○8 番（藤原公一君）　このプレミアム商品券は、毎回、商工会議所で募集をかけても余っているという状況が見受けられます。

余っている商品券、周知の方法もあるのかもしれないのですが、もっと町民の方が購入しやすい場所というのも必要ではないかなと。

商工会議所は、いち町民の方がなかなか

上がりづらい部分もあるので、例えば、スマッピーカードを取り扱う、チャージできるような場所も含めて商品券が発行できれば、もっと町民の方は使いやすいのではないかと思います、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君）　商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田雅規君）　購入する際の購入場所なのですが、現段階の打合せでは町民会館等を利用して、駐車場等が広いこともございますし、町民会館等を利用して販売していただくという打合せになってございます。

商工会議所ではなく、別会場でということを考えてございます。

○議長（戸澤義典君）　8 番藤原公一さん。

○8 番（藤原公一君）　町民会館だけに限定されるのでしょうか。

先ほど言ったような場所を今後検討することはないのでしょうか。

○議長（戸澤義典君）　商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田雅規君）　今回については、現段階の協議の中で従来と同じく 1 か所の販売ということで考えているところでございますので、御了承願います。

○議長（戸澤義典君）　ほかに質疑はありませんか。

7 番稲垣淳一さん。

○7 番（稲垣淳一君）　今、鶴田課長から、今日の議決を受けて、商工会議所が販売店の選定をこれから行うという説明があったかと思うのですが、今日のみつめてに商工会議所の広告が入っていたのですが、あれはどのような内容になるのでしょうか。

持ち合わせてはいませんが、今朝、私はお店募集という広告を見てきたのです。

なぜ、議決前にあのような広告が載ったのかという疑問があるのですが、どのようなことなのでしょう。

○議長（戸澤義典君）　商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田雅規君） 議決をいただいてから登録店募集の案内をするということで打合せはしていたところなのですが、私は今日のみつめての広告を見ていなかったもので、存じ上げておりませんけれども。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 会議所との協議の中では今、課長が言ったとおり進めていたのですが、恐らく、予算がかからない部分で準備行為ということで、いち早く、そのような取組をしたいという考えだと思います。

後ほど会議所にも確認しましてその辺を整理したいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 理解しようとは思いますが、やはりこの広告の内容がプレミアム商品券を発行すると、ついては、新規の店を募集すると。

今まで加盟していた取扱店だったところの確認は段取りとしてするけれども、新しく加盟したい、利用したいというお店についての募集広告があったということです。

これは多分、私の見間違いではないと思うのですが、今後はそのようなことがないようにひとつ、十二分に注意していただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議会でそのようなお話があったということは、しっかり会議所に伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今、稲垣議員が指摘したことです。

私も現物は確認していないのですが、一つ、今のは事実なのか。

広告というか、そのようなものが出たこ

とは事実なのかということと、やはり、フライングに近いのではないかなというのがあります。でも、言葉というのは、一行足せばいいことなのですよ。あくまでも予算通過後に適用とかね。

部長、今回のことは、もうぐちゃぐちゃ言わないにしても、少しみんなで相談すれば、例えば一言足すことによってセーフ。

そして、商店の皆さんの参加はいかがですかという声はできると思うのですよ。

だから、条件を付しながらということもしっかりと、経済部が商工会議所に文句というわけではなくて指導しなければ。

本来、お金もこれで決まるわけですから。

なので、言葉を足しなさいとか、これは相談ではなくて指導ということで受け止めていただきたい。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） この追加議案の話、日程等を含めて、私と会議所で協議をしてきた経過がございますが、その中で準備行為として、今、吉住議員がおっしゃられた部分も当然、会話の中にはあったのですが、広告の内容は見えていないので帰ったら見たいと思いますが、私から会議所に対して、最終的にしっかり日付、内容を含めて指示できなかった責任があると思います。すみませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 部長、また燃えちゃうの。

お互いに知恵を絞ってやりますで留めておかないと、私の責任と言ったら、部長、辞表を出すのかいと、意地悪みたいなことを言いたくなってしまう。

そうではなくて、言葉というのは、使い方によって生きたり死んだりしますので、分かりました、指導しますで片づけましょう。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、販売を依頼する会議所に対する指導も含めて、いろいろなことがあったことに対しては、おわびをしたいと思います。

今、吉住議員からいろいろアドバイスをいただきましたので、今後については、皆様から誤解を受けないように、しっかりと私ども行政を挙げて対応いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第68号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第11号

○議長（戸澤義典君） 日程第8 意見書案第11号再審法改正に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第9 報告第13号

○議長（戸澤義典君） 日程第9 報告第13号定期監査報告について。

配信のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第13号定期監査報告についてはこれで終わります。

◎日程第10 報告第14号

○議長（戸澤義典君） 日程第10 報告第14号例月出納検査報告について（8月～10月分）。

配信のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第14号例月出納検査報告について（8月～10月分）はこれで終わります。

◎日程第11 閉会中の継続調査について

○議長（戸澤義典君） 日程第11 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、配信のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第7回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時50分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員